

産

業

●町村生産消費（深安郡）

凡 例

- 一、生産消費の調査は主として行政區域に依らず其町村の現住民を基として調査せり故に紡績會社銀行の如き株主か他町村にある場合は總て生産消費共除外し配當金のみ株主の現住地の町村に算入せり
- 二、小作料の如きは他町村よりの収入のみを生産に他町村の地主に仕拂ふもの、みを消費に算入せり
- 三、本郡の内福山町の如き市街と他の各村の如き農村とは其趣を異にし全々同一と認むる能はざるを以て生産消費調査表其豫定計畫書其全部之を別表に認めたり
- 四、豫定計畫表は町村是と定めたるもの、みの集計なるを以て郡の總生産額とは相一致せず中には甚たしく小額なるものあり
- 五、生産消費調査に要したる費用及之に従事したる人員は左記の通り之を要したり

調査委員總數千六百四十五人 調査費金千二百九十二圓七十七錢

◎町村生産豫定計畫意見書

總 論

一、生産消費調査の結果に依れば大正二年中に於ける本郡の生産總額は金壹千貳百拾四萬八百六拾參圓にして之に對する消費總額は金壹千貳拾八萬八千四百參拾圓に達し差引金壹百八拾五萬貳千四百參拾參圓の生産過剩を生せり之を本郡現住人口八萬九千四拾八人に割當つるときは一人當生産額金壹百參拾五圓貳拾壹錢七厘にして消費額金壹百拾五圓五拾參錢八厘となり差引金拾九圓六拾七錢九厘の生産過剩となり以上如く本郡の經濟狀態は極めて適當の感あれども生存競争の激烈なる現時に於ては優勝劣敗の例に洩れず此利益の大半は擧げて大資本主又は大地主の收むる處となり下級人民は年々收支相償はさるの状態に在るの感あり故に將來は中流以下一般人民の取れる生業の改良發展に最も重きを措かざる可からず即ち本郡は此方針に基き各町村を指導して各々産業發展の町村是を定めしめたるに其種類に於て左の七種を得たり

米、麥、養蠶、織物、座繰生糸、真綿、麥稈真田

一、米は本郡重要物産の主なるものにして大正二年度の産額拾萬貳千九百拾參石之れか作付反別四千參百七拾四町八反即ち一反步當二石三斗五升二合の割合となるも將來糧種共同苗代害虫驅除深耕施肥の

改良等に意を用ひて各町村設置の農業技手を指導し之れか實績を擧ぐるに力めしめ以て大正六年度迄には總額に於て拾貳萬六千四百六拾壹石即ち一反步當り貳石八斗八升以上の收穫を得せしめんとす

二、麥は米に次ぐ重要物産なるを以て是れ亦別項記載の如き獎勵方法に基き指導せんとす而して麥の作付地たる畑は一方養蠶獎勵の結果桑園反別の増歩するに連れ減地するも田地に對し二毛作を獎勵し或は雜地の開墾又特用農産物の利益少きものを廢せしめて麥作付反別の維持に力め以て大正二年度の收穫高八萬貳千參拾九石一反步當り壹石九斗二合なるを大正六年度迄には一ヶ年總額八萬五千石即ち一反步當り貳石貳斗貳升以上の收穫を爲さしめんことを期す

三、養蠶は農家副業の重要なものにして之れか盛衰は實に農村經濟界に及ぼす影響少からざるに付き最も意を注ぎ以て斯業の發達を期せんとす而して本郡中福山町川口村手城村深津村引野村大津野村の諸村は從來之れに従事せるもの少かりしを以て第一期中に實績を擧げしむる事能はされとも漸次調査の上普及せしめんとす其他の各村は何れも地勢氣候等好適せるのみならず將に發展せんとする萌芽を有せるを以て一層督勵を加へんとす而して大正二年度の收繭高壹千八百七拾九石なるも各村に於て大正六年度迄には一ヶ年春夏秋を通して六千參百參拾九石以上の收繭を得んとする豫定の計畫を立てたり此豫定の成績を得んことは敢て難事にあらず即之れを目下の現狀に徴すれば殆ど八千石以上の收繭を得るの見込みあり

四、織物は亦本郡産業中主要なるものに屬し川北村川南村を中心として最も盛に行はる近時一般的不景氣と戦局の影響を蒙り一時不振の状態にあるも戦局の終了と共に不景氣の幾部を挽回すること難からざるべく従て地方經濟界を益すること鮮少なからざるへし乃ち更に其基礎を鞏固にし大に斯業の發達に努めざるへからず而して本業は郡内各町村に多少行はざる處なきも主として本郡中之れを産するは福山町、川南村、川北村、御野村、湯田村、中津原組合村内を其主なるものとす而して之を町村是に加へたるは川南村、川北村、中津原組合村の三ヶ村のみなり是れを以て豫定計畫表中他の各村の生産額は之れを算入せすと雖も一層の奨励を爲さしめんことす

五、麥稈眞田は輸出の盛衰に關係すること重大なるを以て之れか盛衰は常ならずと雖も素商業地及農村を通じて何れも婦人小兒の内職に好適せるを以て頻りに奨励しつゝあり

六、座繰生糸及眞綿は主として福山町并に附近村落に産す其額未だ多からざるも婦人の本業又は副業として頗る有望なるのみならず將來本郡蠶業の發達に伴ひ材料益々豊富なるへきを以て一層奨励を加へ以て本郡の重要物たらしめんことを期す

以上は産業奨励品目に付其督勵方法の概要を述べしに止まり其詳細なる督勵方法に至りては各論に於て詳細なる意見を述べんとす

◎各論

米作增收奨勵方針

一、土地の改良

イ、深耕

本郡内目下耕地の状況を見るに耕土極めて淺く深きも三寸を越ゆるものなし淺きは漸やく一寸五分に過ぎず依て極力之れか深耕を奨励す

方法改良犁の普及

各地に於て有名なる深耕犁を調査し比較的價格廉にして深耕に適する物を求めて共同購入をなす此の際或は町村をして其一部を補助せしむ
郡に於て又は郡費補助の下に町村に於て深耕競犁會を催はさしめ以て改良犁の普及を計り深耕の技術を競はしむ

尙地方犁の特徴と欠點とを調査し地方犁屋をして改造せしむ

ロ、客土

砂土にして米麥作に適せざる地方に於ては海底の泥土若くは池底河底の泥土を掘り取り客土せしむ

ハ、耕地整理

耕地の整理によりて濕田を變じて乾田とし若くは地區の改廢を行ひて其之より生ずる増歩を利用し以

て作付反別の増加を計る

山間の用地にして耕地整理に適せざる地方に於ては簡易なる暗渠若くは明渠の法により排水を計る

二、肥料の改良

イ、堆肥の奨励

年々補助金を交付して堆肥舎を建設せしめ土地の深耕と相俟つて土壌の培養に勉む

又一面堆肥品評會を開催して堆肥製造の技術を競はしむ

ロ、緑肥栽培の奨励

本郡は土地平坦にして堆肥の原料たる柴草に乏し故に一面に於ては紫雲英及び間作大豆の栽培を奨励し以て有機物肥料の補給を勉む

前記栽培普及の方法として種子の共同購入を行ふ

ハ、肥料の配合(安價肥料の普及)

各地に肥料配合組合の如きものを組織し三要素成分を適當に配合分配して使用せしむ

ニ、施肥期の改良

各地に施肥期試験を行なひ以て施肥期の改良すへきを直接に目撃せしむ

三、種子の改良統一

イ、郡立農場に於て原種を育成し之れを各町村農會に配付し更に各町村農會をして今年之を栽培せしめ之れを直接農家に配付せしむ

統一すへき稻品種 神力 小天狗 日之本 雄町

ロ、撰種

風撰鹽水撰等の方法を普及せしむ

四、苗代の改良

イ、共同苗代 奨励金を交付して共同苗代の普及を計る

ロ、改良苗代 各地に模範苗代を設け全部薄蒔改良となす

五、害虫驅除勵行 苗代時代に於ける害虫驅除は勿論本田移植後と雖も町村の監督して害虫の驅除を勉めしむ

六、立毛品評會 町村に於て米麥立毛品評會を催はすものには相當補助金を交付して改良に資せしむ

七、養畜の改良 郡に種牡牛を置き民間希望者をして規定の下に交尾せしむ一は以て深耕に堪うる牡

牛を育成すると同時に又堆肥の原料を産出せしむ

◎麥作增收奨励方針

一、麥奴豫防 各町村技術員をして冷水温浸法により麥奴豫防を實行せしむ

二、種子の改良 郡農場に於て原種を育成し町村希望者に配付す之れか品種は紅梅、こひんかたき、大ひんかたき

三、作法の改良 各地に指導地を設け改良作法を行はしむ

◎蠶業奨励方法

第一 桑園の改良増殖に関する奨励

- 一、郡内數ヶ所に模範桑園を設け栽桑法の範を示すこと
 - 二、桑の種子を配付し又は共同購入の幹旋をなし且各當業者所要の苗木は之れを自給するの習慣を奨励すること
 - 三、前號の目的を達する迄は善良なる桑苗購入の幹旋を爲すこと
 - 四、接木講習を開催すること
 - 五、時宜を見計らひ桑園品評會を開催すること
 - 六、育苗及栽桑に関する講習講話會を開催すること
- 第二 養蠶の改良發達に関する奨励
- 一、教師を置き且稚蠶共同飼育組合に補助金を交付し以て稚蠶共同飼育の奨励をなすこと
 - 二、蠶具製造講習會を開催し當業者各自所要の蠶具は之れを自作するの方法を講ずること

三、蠶病消毒器を設備し之れを無償にて貸付し嚴重に蠶病消毒を行はしむること

四、蠶業思想を鼓吹し且つ斯業に関する智識の注入を爲さんかため各町村へ技術員を派遣し講習講話會を開催すること

五、繭品評會を開催し以て斯業の改良發達を促すこと

六、先進地へ視察員を派遣すること

七、繭取引を圓滿ならしむる爲め郡内樞要の地に産繭額に相當する完全なる乾繭場を設置し傍ら市場を開催し生産繭の賣買に便ならしむることを期す

八、蠶業講習所を設置して郡内より生徒を募集し蠶業に関する學理及實地の講習をなし技術の養成に努め是等卒業生をして土着的指導者たらしめ以て斯業の改良發達を圖ること

九、町村に養蠶組合を設置せしめ左記事業を行はしむること

イ、蠶種の共同購入及稚蠶共同飼育 ロ、蠶具の共同購入

ハ、蠶室蠶具の消毒 ニ、共同桑園の設置

ホ、桑樹、種苗、肥料、消毒、藥品等の共同購入 ヘ、桑樹病虫害の驅除豫防

◎産繰生糸眞綿の奨励方法

一、講師を招聘して産繰生糸眞綿の講習會を開催し技術の普及に努むること

- 二、生糸、真綿、教師招聘費の補助を爲すこと
 - 三、生糸、真綿の品評會を開き斯業の改良發達を促すこと
 - 四、品質の改良統一を計るため共同構造場を設くること
 - 五、競技會を開き工女の技能速達を圖ること
 - 六、販路を視察して之れか擴張を計らしむること
- 織物
- 一、染色の研究を爲さしめて之れか完全を期せしむること
 - 二、粗製亂造を防止すること
 - 三、各地を視察して時勢に適應する様改良發達を計らしむること
 - 四、販路の研究を爲し之れか擴張に努めしむること
 - 五、品評會を開催し意匠并に品質の改良を計らしむること
 - 六、善良なる職工を得るに努めしむること
 - 七、同業組合を督勵して斯業の發展に力めしむること
- 麥、稈、眞田
- 一、時々品評會を開催して品質の改良統一を計ること

- 二、検査を勵行せしめて粗製亂造を防止すること
 - 三、競技會を開きて斯業の改良速達を計ること
 - 四、原料の精撰に意を用ひしむること
 - 五、同業組合を督勵し常に輸出の情況に精通して組合員を指導せしむること
- ◎大正二年深安郡生産消費調査表

一現住戸數壹萬七千五百貳拾五戸

一現住人口

男四萬參千八百參拾六人
女四萬五千貳百拾貳人

一生産總額金壹千貳百拾四萬八百六拾參圓

內 福山町分金參百五拾七萬五千二百八拾五圓

他各村の分金八百五拾七萬五千五百七拾八圓

一戸當平均金六百九拾六圓拾九錢

一人當平均金壹百參拾五圓貳拾壹錢七厘

一消費總額金壹千貳拾八萬八千四百參拾圓

內 福山町の分金參百六拾九萬參千百參拾四圓

肥料	推	綠	計	家畜	家畜	家畜	屠	殺	牛	合	用	薪	竹	林	物	
肥	肥	肥	計	出	出	出	成	馬	豚	羊	計	炭	材	材	材	類
五九一、二〇〇	一、七二六	二、一三二、七七八	一〇	一	一	一一	二、五〇〇	一〇〇、四三五	九七六	二六	六八	一	一、〇九一	九〇	四、一〇〇	三、四〇

魚	漁	一	計	生	織	漁	製	木	金	麥	疊	下	清	醬	麥	餠	製	其	計	商業	上	收	得	金	
五九一	一八	一七、四〇九	一六〇	二二	二六〇	二、〇八七	二、〇八七	二、六四六	二、〇八七	五五九	二六二	二、一六二	五五九	二、〇八七	二、〇八七	二、〇八七	二、〇八七	二、〇八七	二、〇八七	三、三六一	六、二九九	一、二六	九三	一六三	三五七

物	綿	糸	物	網	紙	品	品	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製
七三九	二、〇〇九	一七、一〇九	三三三、七六〇	八五、一七〇	七六、六三七	一一、五〇一	四七、〇〇六	九五、二七〇	五、六〇〇	九、四九六	一五、三三六	一三七、四〇〇	一九、一〇六	一八、四五〇	一〇、一四二	六三、〇〇〇	一三六、五六一	一、八一、七六四	六八四、六四〇	一、八一、七六四	六八四、六四〇	一、八一、七六四	六八四、六四〇	一、八一、七六四	六八四、六四〇

1101

種	別	數	量	金	種	別	數	量	金
農	米	五、二一〇	二六〇	一〇三、三五〇	小	麥	三六一	三、一五一	四、九六一
陸	米	一五	一五	六、六三〇	食用及特用	計	三、一五一	三、一五一	三、一五一
米	米	二六〇	二六〇	一〇三、三五〇	果	實	一、五四〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇
大	計	二、六〇〇	二、六〇〇	二六、九七三	通	計	一、五四〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇
產	產	二、六〇〇	二、六〇〇	二六、九七三	人畜家禽糞尿	計	一、五四〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇

◎大正二年度深安郡生産消費調査表(福山町の分)

冠婚葬祭費	九〇、一七二	諸稅及負擔	三六五、九九四
交際費	八八、八八八	國稅	五五、九九三
教育費	一〇〇、四五〇	縣稅	一三三、一三一
娛樂費	一〇、六三四	村稅	九、三九四
化粧品費	一八、七七五	祭典費	一〇二、〇一一
醫藥費	七、〇〇九	其他各種負擔	六五六、五二三
其他	六三四、七六二	計	六、五九五、二九六
計	二、八九二、八五六	通	二、八九二、八五六

1100

公務及自由業の 得金	三〇四、六四八
労働者收得金	二九〇、八六一
出稼者送金	一五、六三三
其他各種收得金	二七五、〇五〇
計	三、五七五、二九五

消費の部

種別	數量	金額	種別	數量	金額
米	二五、六六〇	五二六、〇〇七	諸乾物		二二、六三三
麥	三、四二〇	三四、三三二	麵類		八、七八八
粟	一八五	二、二二六	罐詰		五、八六一
甘藷	六七、三三〇	三、三二二	鹽		二、九八〇
大豆	二、三三〇	二、五五七	其他		一〇七、二八一
雜穀	二、三三〇	三、七七五	嗜好飲食物の主なるもの		八七一、七一
砂糖	一三、七九〇	一五、四八九	酒類	一、四〇〇	七五、二六八
味噌	二、六三六	五、五二六	ビール	一六、三三〇	四、三九八
醬油		四四、八一三	ブドウ酒	二、六五〇	一、〇八〇
魚肉		八一、八二四	茶		五、六九五
鳥獸肉		一四、四三五	煙草		二九、二四七

種別	數量	金額	種別	金額
菓物		二二、〇八二	其他主なる消費	八三〇
菓子		一一、八八八	作物種子苗木代	一、〇一〇
其他		一六、七七六	肥料代	三、四三八
被服計		一六五、四三四	家畜家畜飼養代	一、二八五、〇〇〇
衣服		七六、四三一	各種製造原料	一五六、三〇〇
寝具		一一、三九二	各種製造物燃料	一三三、七〇〇
履物		一八、〇五一	各種製造物職工賃	三二、六四一
薪炭	一、一三〇、〇〇〇	三四、二二六	冠婚葬祭費	四二、七四一
木炭	二五九、六〇一	三三、七四九	教育費	四四、四五六
石油	七九四	一五、八八四	娛樂費	七、八一五
石炭		一一、九〇一	化粧品費	一一、五四二
業用器具		六九、一五〇	醫藥費	三三、二六一
其他		一七〇、七九三	其他	二二五、七三六
計		一、一七〇、七九三	計	一、八五八、四八〇
一居		五、六四四	諸税及負擔	二九、九二四
家屋建築修繕費		七三、一七二	國税	三五、六六六
借地借家費		八、八八四	町税	六一、二〇七
疊建具費		一一、九四五	祭典費	一一、五四四
其他		一一、六四五		

其他各種負擔	計	四四、七四九	通	計	三、六九三、一三四
		三七五、〇九〇			

1104

◎深安郡生産豫定集計表(福山町を除く)

其一 米

(一) 作付反別

大正三年	大正四年	大正五年	大正六年
豫	豫	豫	豫
米	米	米	米
三、七、九六六	三、七、九八九	三、八、〇三九	三、八、一一一
糯	糯	糯	糯
米	米	米	米
三、〇、三三	三、〇、一〇〇	三、〇、三六	三、〇、三六
陸	陸	陸	陸
米	米	米	米
二、五、三	二、八	二、〇、八	二、〇、六
計	計	計	計
四一、一四一	四一、二三七	四一、一八五	四一、三五三

(二) 收穫高

大正三年	大正四年	大正五年
豫	豫	豫
米	米	米
九五、九五九	一〇〇、〇八七	一〇五、二六四
糯	糯	糯
米	米	米
六、六六七	六、九三三	七、二六九
陸	陸	陸
米	米	米
四、六七	三、六二	三、五四
計	計	計
一〇三、〇九三	一〇七、三八三	一一二、八八七

大正六年	一二、一七四	七、五五九	三六七	一一九、〇九九
------	--------	-------	-----	---------

(三) 一反步當收穫高

大正三年	大正四年	大正五年	大正六年
豫	豫	豫	豫
米	米	米	米
一、五、二七	一、六、三五	一、七、六七	一、九、三二
糯	糯	糯	糯
米	米	米	米
二、〇、六	二、三、八	二、三、九二	二、四、九九
陸	陸	陸	陸
米	米	米	米
一、八、四六	一、六、六一	一、七、〇二	一、七、八二
計	計	計	計
一、五、〇	一、六、〇	一、七、三	一、八、〇

其二 麥

(一) 作付反別

大正三年	大正四年	大正五年
大	大	大
畑田	畑田	畑田
麥	麥	麥
二、三、九一	二、四、〇六	二、四、一五
裸	裸	裸
麥	麥	麥
一、八、六六一	一、八、二二	一、八、九八一
小	小	小
麥	麥	麥
四、二、六四	四、三、三五	四、三、三五
計	計	計
二、五、三三	二、五、六九	二、五、七三

1105

大正六年	畑田	一四二二	一九三三	一九二七	九五七八	四三九二	一五三八	二五九四〇	二〇四九
------	----	------	------	------	------	------	------	-------	------

一〇六

備考 畑の作付反別年々減少せるは桑園の反別逐年増歩せるに依る

(二) 收穫高

大正三年	畑田	四、〇一三	四、六六一	二八、〇一一	一六、八〇〇	五、二五三	二、七二七	三七、二六八	三、一八八
大正四年	畑田	四、五〇一	四、五六二	三三、〇一四	一八、一九四	五、九五二	二、九四七	四二、四六七	二五、七〇三
大正五年	畑田	四、八四六	四、四一六	三三、一八〇	一八、一五九	六、四七八	二、八九三	四五、五〇四	二五、四六八
大正六年	畑田	五、一八	四、二六二	三六、五三九	一八、八〇七	七、一四六	二、九七七	四八、八〇三	二六、〇六五

(三) 一反歩收穫高

大正三年	畑田	大	麥	小	麥	裸	麥	計
		一六七七	一八三三	一五〇〇	一八一七	一二二六	一五九〇	一四七一

大正四年	畑田	一八七一	一九八四	一七〇〇	一九九四	一三七三	一七九八	一六六一
大正五年	畑田	二〇〇七	二二二四	一八〇一	二〇六二	一四九三	一八五〇	一七六八
大正六年	畑田	二二二四	二二二五	一九一〇	二一九二	一六二七	一九三六	二〇四四

其二 繭

(一) 春蠶

大正三年	飼育戸數	七五四	一、一六	一、二六六	一、二六六	七〇、九七〇
大正四年	飼育戸數	一、一六九	一、五五六	一、六八三	一、六八三	八三、七八二
大正五年	飼育戸數	一、八〇五	二、二九六	二、四五五	二、四五五	一三三、八六八
大正六年	飼育戸數	二、五五九	三、五六四	三、七五九	三、七五九	一八七、一一二

(二) 夏蠶

大正三年	飼育戸數	五三	五二	四〇	一、五四六
------	------	----	----	----	-------

二〇七

大正四年	八二	七〇	五九	二、二四四
大正五年	九七	八五	七二	三、一〇一
大正六年	一七	一〇四	九二	三、四八四

(三) 秋蠶

大正三年	七六五	八四七	八二	三、四二二
大正四年	一、一〇	一、一六一	一、三五二	四、八三四
大正五年	一、六二六	一、五九五	一、八一六	七、四、五六三
大正六年	二、二二六	二、一八九	二、四八八	一〇、一九九八

織物

備後綿製造高

大正三年	五七三、九五五
大正四年	六八三、二五九
大正五年	七六〇、三二六
大正六年	八〇五、五九五

備考 織物は地方家庭の副業とするもの多く専務職工は比較的少きに依り職工の豫定は計畫を立て難し

麥稈眞田

大正三年	六〇〇	六二、七八〇
大正四年	六〇五	六九、六〇〇
大正五年	六一〇	七五、九六〇
大正六年	六一五	八三、五五〇

備考 麥稈眞田は本郡養蠶の奨励上各村に普及せしむる能はず唯大津野村の一部あるのみ

◎福山町生産豫定計畫表

其一 米 (一) 作付反別

大正三年	二、六二九	一、四七	二	一、七七八
大正四年	二、六二九	一、四七	二	一、七七八
大正五年	二、六二九	一、四七	二	一、七七八
大正六年	二、六二九	一、四七	二	一、七七八

二〇九

大正五年	二六二六	一四七	一一〇	二七七六
大正六年	二六二六	一四七	一一〇	二七七五

備考 作付反別の減少するは市街宅地に變ずるの見込なり

(二) 收穫高

大正三年	五、七八四 <small>五</small>	三〇九 <small>五</small>	一、二四四 <small>五</small>	六、〇九七 <small>五</small>
大正四年	六、五七〇	三三九	一、二四四 <small>五</small>	六、九一三
大正五年	六、八三三	三五三	一、二四四 <small>五</small>	七、一八八
大正六年	七、〇九五	三六七	一、二四四 <small>五</small>	七、四六二

(三) 一反歩收穫高

大正三年	二二〇 <small>合</small>	二二〇 <small>合</small>	二二〇 <small>合</small>	二二九四 <small>合</small>
大正四年	二五〇	二三〇	一〇〇〇	二四八九
大正五年	二六〇	二四〇	一〇〇〇	二五八九
大正六年	二七〇	二五〇	一〇〇〇	二六八九

其二 麥^〇
(一) 作付反別

大正三年	畑田	一、九三	一、九七	二、八七	二、〇九七
大正四年	畑田	一、九三	三、四三	二、八七	五、六七
大正五年	畑田	一、九三	一、九六	二、八七	二、〇九六
大正六年	畑田	一、九三	三、四二	二、八七	五、六六
		九、九	一、九六	二、八五	二、〇九三
			三、四二	二、八四	五、六五
			一、九六	二、八五	二、〇九三
			三、四二	二、八五	五、六五

(二) 收穫高

大正三年	畑田	一、九六 <small>五</small>	三、五九四 <small>五</small>	一、四四 <small>五</small>	三、七六四 <small>五</small>
大正四年	畑田	一、九六 <small>五</small>	六、三三	一、四四 <small>五</small>	一、〇一三
大正五年	畑田	一、九六 <small>五</small>	三、七九二	一、四四 <small>五</small>	三、九六七
大正六年	畑田	一、九六 <small>五</small>	六、四九	一、四四 <small>五</small>	一、〇五一
		二、〇	三、七九二	一、四四 <small>五</small>	三、九六七
			六、四九	一、四四 <small>五</small>	一、〇五一

大正五年	畑田	二〇元	三九二二	一五五	四、一七五
大正六年	畑田	三元	七二八	四〇六	一、四四〇

(三) 一反歩收穫高

大正三年	畑田	1,000	1,800	1,600	1,795
大正四年	畑田	1,100	1,800	1,600	1,780
大正五年	畑田	1,100	1,900	1,700	1,893
大正六年	畑田	1,100	1,900	1,800	1,857

其三 座繰生糸
戸數及職工并に製造高

豫 製造戸數 女 工 製造高 價定 格

大正三年	2,557	2,733	2,340	100,530
大正四年	3,351	3,433	2,744	123,480
大正五年	6,000	4,933	3,944	226,920
大正六年	8,000	6,133	4,904	255,008

備考 本表中には機械生糸を算入せず

其四 眞綿

製造戸數女工及製造高

大正三年	1,857	2,257	956	17,110
大正四年	2,800	4,000	1,511	24,170
大正五年	2,100	5,200	1,955	37,140
大正六年	5,100	6,100	2,288	43,470

其五 麥稈眞田
(一) 戸數及數量

大正三年 大正四年 大正五年 大正六年	製造戸数		定 量
	数	数	
	九六	九六	一六九、八〇〇
	九六	九六	一八九、八〇〇
	九六	九六	三六三、〇〇〇
	一〇〇	一〇〇	五九三、〇〇〇

備考 本麥の製造戸数は主として原料を供給し一定の工賃を仕拂ひ一般に製造せしめつゝ、ある製造元の数を計上せり

●廣村の生産消費額 (賀茂郡)

◎大正二年廣村生産額

二千六百七十五戸
一万五千四百三十七人

種別	金額	一戸當	一人當	備考
農産物	四一五、八二八	一五五、四五〇	二六、六三七	
畜産物	六、一八三	二、三一一	四〇一	
林産物	七、一九七	二、七二八	四七三	
水産物	一〇、三三三	三、八五九	六六九	
工業物	四一、二〇四	一五三、七二二	二六、六三八	

種別	金額	一戸當	一人當	備考
肥料	一三、六七四	四、七三六	八二二	
公務及自由業に依る 所得金	四四、〇六九	一六、四七四	二、八五六	
勞働に依る所得金	二二、七六七	八二、九〇四	一四、三六六	
商業所得金	七二、二八二	二七、〇二一	四、六八二	
出稼者所得金	五六、〇〇〇	二〇、九三五	三、六二八	
其他各種所得金	一一九、〇三九	四八、一三九	八、三五九	
總計	一、三八六、六六五	五八、三七九	八九、八二七	

◎大正二年廣村消費額

二千六百七十五戸
一万五千四百三十七人

種別	金額	一戸當	一人當	備考
飲食物の主なるもの	三七六、七〇四	一四〇、八二四	二四、四〇三	
嗜好飲食物の主なるもの	五、四二六	一九、二二五	三、三三一	
被服費其他生計諸費の主なるもの	一五五、一八〇	五八、〇一一	一〇、〇五二	
居住費	七三、六二六	二七、五三四	四、七七〇	
其他主なる消費	五二、九六二	一九、五二六	三、八二二	各種製造物原料、肥料
諸税及負擔	八六、五八二	三二、三六七	五、六〇九	代小作料等主なるもの
總計	一、二六五、四八二	四七三、〇七七	八一、九七七	

差引生産超過十二万千八百八十二圓

●蠶業獎勵方針（比叟郡）

本郡は長くも 聖上陛下の御即位五十年并に金婚の御成典を記念し且祝賀すべく大に産業の啓發に力を竭し一は勤儉の 大詔に對へ奉らんと曩に町村長會同に於て既に産業獎勵上の方針を決定し其中蠶業は來る明治五十年を期し繭の産額をして一万石以上に達せしめんとす而して此方針を貫徹せんとするには素より種々の方法存在すへきも要は斯業に對する懇切なる保護と適切なる獎勵に俟たざるへからず

今統計によりて觀るに本郡養蠶家戸數は二千戸内外にして僅に農家戸數の二割に過ぎず又桑園反別は四百町歩内外にして僅に畑反別の二割内外に過ぎず今之を比較的盛んなる地方に比すれば戸數に於て尙三倍桑園亦三倍の増殖を圖るに足るへき餘裕綽々たり況んや本郡の氣候風土民情等亦克く蠶桑の業に適し加ふるに豊沃なる原野は至る處に廣漠たらざるなきに於てをや

此天與の蠶業地たる本郡にして而も今や農家の蠶業思想は喚起せられて斯業啓發の機運は當に到來せり今にして獎勵を怠るなくんは一萬石以上收繭計畫の成功敢て難事にあらざるを信す是を以て明年度より來る明治四十八年（大正四年）迄の五ヶ年間を一期とし別記各項を基礎とし上下一致極力之れか改善發達の途を講し以て最終の目的を遂行せんことを

第一 桑園の改良増殖

養蠶資本の最大部分を占むるものは桑葉なるを以て健全なる蠶業の經營及び發達を企劃せんには必ず先づ第一に桑園を基礎として其方針を確立せざる可らず抑も本郡現在の桑園總反別は六百五十三町歩（見積反別加算）なるも其多くは施肥耕耘を怠れるか爲めに枝葉繁茂せず殆んど荒廢に墮するもの少からず爲めに其收穫の如き春夏秋を通し對一反歩僅かに四斗七升三合の收繭に過ぎず如斯は栽植日尙淺く桑樹の年齢幼弱なると養蠶技術の比較的幼稚なるに基くへしと雖も今此平均收穫を全國の平均に對照するに尙其半に達せざる現状にあり左れば今少し肥培管理に努むるに於ては優に四割の増加を見ることは實に容易の業なりとす果して然らば其增收より生ずる收繭額は無慮一千二百四十石に達す今更に一步を進め新に桑樹を栽植すへき餘地幾許を存在するやを調査するに畑地の總反別一千九百八十町八反歩なるを以て其五割を他の耕作物に充當し約五割を桑園とするときは其反別一千町歩となる此内現在桑園（畑地）三百七十一町二反歩を控除するときは残り六百二十八町八反歩は即ち桑園となすことを得べく而も之れかために穀菽蔬菜等の栽培に悪影響を波及するの恐なかるへし其他灌溉に不便なる田地又は山脚畦畔若しくは肥沃なる原野等を桑園として有利なる場所尙は多きに於てをや

土地生産力に餘裕を存すること上記の如し今又一面に蠶業界の狀勢を達觀するに逐年夏秋蠶飼育の増加するは必然の趨勢にして殊に本郡の如きは氣候風土最も克く秋蠶飼育に適するか故に將來産繭額を増殖せしむると同時に土地の利用と勞力の分配を調節し以て農家經濟の圓滿を計らんと欲せば單に春蠶飼育に多大

の勞力資本を傾注するは不經濟にして或程度迄は夏秋蠶を飼育せしむるを以て得策なりとす
 然るに本郡内の一部に尙古式の喬木仕立桑園を存するあり如斯は收葉上勞力を要すること多大なるのみならず收穫少き傾きあり依て將來桑園を新設し若しくは改植する場合に於ては成る可く刈桑仕立に改良せしむるを要す由來本郡の土質氣候は一小局部を除くの外は概ね刈桑に適せるのみならず栽植法の改良を圖り摘採の方法宜しきを得は一旦春季に伐採せし桑株より仲長せし披梢を間伐或は摘採して再び秋蠶の飼料を採收することを得べく如斯して優に春蠶收繭額の約三分一に相當する夏秋蠶繭を穫得するは容易なりとす
 仍て茲に桑園の改良増殖に對する方針と其獎勵方法を定むること左の如し

方 針

- 一、新に桑園を設置し又は植替を行ふものは刈桑仕立（根刈中刈高刈を含む）とし且二期の飼料を得へき兼用桑園とすること
- 二、在來の喬木桑園は適宜剪定を行ひ肥培を全し樹齡の許す限り其增收を計ること
- 三、各町村は來る明治四十八年迄に別表配當反別の桑園を設置すること
- 四、各町村は別表桑苗圃割當反別に準し桑苗圃を設置し増殖若しくは改植に要する桑苗の無償又は有償配布を行ふこと
- 五、桑園設置は自家養蠶の飼料を得るを目的とせしむること

六、桑苗圃及模範桑園は可成青年會へ依托して經營せしむること
 獎勵方法

郡 事 業

- 一、郡内數ヶ所に模範桑園を設け栽培法改良の範を示すこと
- 二、町村の桑園及桑苗圃の品評會を開催すること
- 三、育苗及栽桑に關する講話講習會等に講師を派遣すること

町 村 事 業

- 一、町村の事業として模範桑園を設くること
- 二、事情の許す限り町村の事業として桑園品評會を開催すること
- 三、高等小學校及實業補習學校の實習地へ附屬桑園を設くること
- 四、農園を利用し栽桑に關する講話會及講習會を開催すること
- 五、毎年一回以上桑園の害虫驅除を實行すること但し害虫驅除は小學兒童に行はしむるも一便法なりと認む此場合に於ては小學兒童には獎勵金を交付するを可とす
- 六、桑苗圃を設置して桑苗の無償又は有償配布を行ひ桑種の統一改良を圖ること

◎桑園の割當反別

同一桑園より毎年春秋若しくは夏秋の二期に収穫するものとし春夏秋を通し桑園一反歩に對する平均收購額を一石と見做す時は一萬石の繭を收むるには一千町歩の桑園を要す

今此桑園一千町歩中三百町歩を畑反別に三百町歩を農家戸數に四百町歩を産額其他地方の狀況に割當て來る明治四十八年(大正四年)迄に設置すべき各町村の桑園反別を定むること左表の如し

備考

一、現在桑園の荒廢程度地方により異なるか故に之れか改植に關する具体的立案をなすを得ずと雖も桑樹の老衰枯損等は速に改植若しくは補植を行ふものとす

一、桑園増殖年限を明治四十八年迄とせしは同年迄に植付を了せざるときは明治五十年(大正六年)に至るも相當の收穫を得られざるに由る

◎明治四十八年(大正四年)迄に設置すべき桑園反別表

町村名	畑反別に對する割當反別	農家戸數に對する割當反別	産額其他に對する割當反別	大正四年迄に設くべき桑園反別
庄原町	九三	一四〇	一五〇	二七二
高城村	九三	一五〇	一五〇	二七二
西城町	二一六	一三三	一三〇	三三〇
美古登村	二一四	一六四	一五〇	三三〇
八鉾村	九三	一四〇	一五〇	二七二
小奴可村	九三	一四〇	一五〇	二七二
田森村	七二八	一三〇	一三〇	二七二

町村名	畑反別に對する割當反別	農家戸數に對する割當反別	産額其他に對する割當反別	大正四年迄に設くべき桑園反別
東城町	九三	一三三	一三〇	二七二
入代村	一八〇	一六二	一五〇	三三〇
帝釋村	五五五	一八〇	一五〇	三三〇
本村	一五一	一四四	一五〇	三三〇
峯田村	一三五	一四四	一五〇	三三〇
敷信村	一七二	一八一	一三〇	二七二
山内東村	一三一	二〇六	一三〇	二七二
山内西村	一四八	一七〇	一三〇	二七二
口南村	四三二	一〇〇	一〇〇	二七二
口北村	三九二	一〇〇	一〇〇	二七二
下高野山村	六三九	一〇〇	一〇〇	二七二
上高野山村	三一五	一〇〇	一〇〇	二七二
比和村	三六九	一〇〇	一〇〇	二七二
山内北村	六五三	一〇〇	一〇〇	二七二
計	四六七	三〇〇	三〇〇	三〇〇

◎増殖桑園反別表

町村名	大正四年迄に設置すべき桑園反別	現在桑園反別	大正四年迄に増殖すべき反別	町村名	大正四年迄に設置すべき桑園反別	現在桑園反別	大正四年迄に増殖すべき反別
庄原町	三三三	五五	二七六	田森村	二七三	四八	二二五
高城村	五三三	二二六	三二七	東城町	四三三	一四二	二九〇
西城町	八〇九	六八九	一三〇	久代村	三九二	二九	三六四
美古登村	七二六	四七五	二五三	帝釋村	六三五	二二五	四一〇
八鉾村	二七二	一〇四	一六八	本村	三一五	三六	二七七
小奴可村	四四四	二〇五	二三九	峯田村	三六九	三五	三三四
八幡村	五七四	二五六	三三六	敷信村	六五三	二七二	三八一

山内東村	四六七	三七八	三六六	一六九	一九七
山内西村	三八八	三七七	七九〇	三七三	四〇七
口南村	二四一	二三一	三三三	四一	二七一
口北村	三七三	二四八	一〇〇〇	三七二	六二六
下高野山村	二九〇	二三五			
計					

今増殖すべき反別を年次に配當すれば左表の如し

◎増殖桑園反別年次表

町村名	明治十四年	明治十五年	大正二年	大正三年	大正四年	現在
庄原町	四七	八七	一八七	四七	四七	三三
高城町	三	三	一	二〇	四七	五三
美古登村	三	六	三六	二七	八〇	八〇
八鉢村	三	四	二	二	七	七
小奴可村	四	六	二九	二九	四四	四四
八幡村	六	七	五	五	七	七
田森村	二	七	三	三	三	二
東城町	四	七	五	五	五	四
計						

下高野山村	九四四	九四五	八四五	八四五	三七五	二九〇	計
上高野山村					三七	三六	
比和村					七	八〇	
計							一〇〇〇

◎桑苗圃反別並に育苗年次數

町村名	明治十四年	明治十五年	大正二年	大正三年	町村名	明治十四年	明治十五年	大正二年	大正三年
庄原町	三五	三五	三五	三五	山内東村	三五	三五	三五	三五
高城町	四〇	四〇	四〇	四〇	山内西村	四〇	四〇	四〇	四〇
美古登村	一五	一五	一五	一五	口南村	二五	二五	二五	二五
八鉢村	二〇	二〇	二〇	二〇	口北村	二五	二五	二五	二五
小奴可村	三〇	三〇	三〇	三〇	下高野山村	二五	二五	二五	二五
八幡村	三五	三五	三五	三五	上高野山村	二五	二五	二五	二五
田森村	三〇	三〇	三〇	三〇	比和村	二〇	二〇	二〇	二〇
東城町	三五	三五	三五	三五	山内北村	三〇	三〇	三〇	三〇
久代村	四〇	四〇	四〇	四〇	計				
帝釋村	四五	四五	四五	四五					
本村	三〇	三〇	三〇	三〇					
計									

備考

一、本表は桑園一反歩の植付苗平均一千本とし苗圃一反歩より得べき桑苗数を二万本として計上せり

一、明治四十四年度に育成せし苗は其翌年即ち四十五年に増殖すべき桑園へ植付くるものとす以下之れに準じ大正四年に植付くべき苗木の育成にて止む

第二 養蠶の改良

本郡の産繭額は年により多少の増減あれども昨四十二年には二千六百五十四石本年は三千〇八十三石にして逐年増加の傾向を示せり而して其飼育戸数は二千九十六戸にして農家戸數一万千三百戸に對し僅かに一割九歩餘に過ぎず然るに桑園改良によりて生ずる桑葉の増收と新に桑園となすべき餘地尙頗る多きこと別項に詳記せる如し此故に漸次桑園の改良と増殖に伴ひ之れと比例して飼育戸數を増加せしめざる可らず蓋し農家戸數に對する養蠶家戸數の比例は各町村に於ける耕作反別の多少と其他特種物産の有無等によりて一様に律し難しと雖も全都を通して農家戸數の六割まで飼育せしむるときは其數六千六百〇二戸となる而して此新に増加せんと欲するものは副業として營ましむる目的なるか故に平均一戸の掃立蠶量を其町村に於ける掃立蠶量の平均に止むるに於ては勞力分配上に權衡を失して他の事業に悪影響を波及するか如き恐なきを以て戸數増加の奨励亦敢て難事に非らざるを信す若し此目的にて遂行せんか大正六年に至れば

一ヶ年の春蠶繭約九千石を得るに至るべく尙夏秋蠶の産繭を其三分の一に達する迄奨励するときは約三千石を得べく總産額一万二千石となり其價格約六十万圓の多額に達せしむること必ずしも至難の業にあらざるなり翻て本郡養蠶業の實況を通觀するに飼育技術は概して未だ幼稚の域を脱せず偶々技術堪能なる者も其經營法徒らに舊慣を墨守して改めず却て經濟上の失敗を被ることあるを免れざる現状にあり然るに今や別項記載の如く桑園の増殖と伴ひ新飼育家の増加を奨励せざるへからざるの急に迫れるか故に將來養蠶技術の傳習と改良發展に全力を注ぎ産繭の増加を計り以て増殖桑園活用の途を全し本部蠶業奨励方針の目的を貫徹せざるへからず

上記の理由に基き之れに對する方針と其實行方法を定むること左の如し

方針

- 一、桑園の改良増殖と相待ちて飼育戸數の増加を計り全都を通して農家戸數の六割に達せしむること
- 二、生産する桑葉を消費し盡すべき程度迄掃立蠶量の増加を計ること
- 三、養蠶法の普及並に改善に努むること
- 四、各町村に於ける春夏秋蠶飼育の割合は左表を標準として奨励すること但し夏秋蠶専用桑園を設くる町村は此限にあらず

町村名	春蠶	夏秋蠶	奨励すべき桑園の種類
庄原町	七	三	春秋蠶兼用桑園
高城村	七	三	右の外に夏秋蠶専用桑園
西美古登町	六	四	全
八美古登村	六	六	夏秋蠶兼用桑園を主とし春秋蠶兼用桑園をも設く
八小奴可村	四	六	全
八幡村	五	五	春秋蠶兼用桑園の外に夏秋蠶兼用桑園
東城町	七	三	春秋蠶兼用桑園
久代村	七	三	全
帝釋村	四	六	八餅村に同じ
本峰村	七	三	春秋蠶兼用桑園
敷信村	七	三	全
山田東村	七	三	全
山内西村	六	四	全及夏秋蠶兼用桑園
山内南村	五	五	全
口北村	六	四	全

奨励方法

郡事業

- 一、来る大正六年迄毎年蠶業講習所を設置し人材の養成に努め傍ら蠶種の製造を行ひ且つ卒業生をして左記事項の衝に當らしめ以て蠶業の秩序的發達を圖ること
 - 一 各町村に於ける土着的指導者
 - 二 稚蠶共同飼育組合若しくは養蠶組合の事業に關する技術者
 - 三 蠶業に關する品評會の審査員
 - 四 町村に於ける蠶業技術者
 - 五 団体を組織せしめ蠶業思想の鼓吹及斯業の改善發達に努めしむること
- 二、明治五十年(大正六年)迄を一期とし毎年郡より教師を派遣し各町村に於て一ヶ所以上稚蠶共同飼育を行ひ養蠶法の普及を圖ること

詳細の事項は郡の 蠶共同飼育奨励規定による

三、時宜を見計ひ繭蠶種等の品評會を開催し蠶業經營の方法並に技術上の改良を促し併せて養蠶思想の鼓吹に努むること

四、蠶業思想を鼓吹し且斯業の改善發達を促すため町村へ對し技術者を派遣して講習若しくは講話會等を開催すること

講習に關する事項は本郡蠶業講習會開設規程に依る

五、既設蠶業同志會の振興を圖り其活動によりて自主的發展を遂げしむること

町村事業

一、郡立蠶業講習所生徒として便宜の方法により各町村は毎年必ず一名以上の入學生を推薦すること

二、各町村に於ては毎年一ヶ所以上の縣若しくは郡費補助の下に稚蠶共同飼育を行はしめ明治五十年（大正六年）迄に各部落に於て飼育法の傳習を完了せしむること

三、各町村に於ては蠶種共同貯蔵を行ひ其町村に於て掃立つ可き蠶種の保護を完ふすること

四、各町村に於ては明治四十六年（大正二年）度迄に一町村一ヶ所以上蠶具熱液消毒器及び液体消毒器を

設備し嚴重に蠶病消毒を勵行すること

五、町村に於ては可成蠶業に關する品評會を開催すること

六、町村に於ては農閑を利用し縣又は郡へ講師の派遣を上申し蠶業講話會若しくは講習會を開催すること
七、各町村に於ては二十戸以上の養蠶業者を有する部落に對しては部落養蠶組合を組織せしむること
八、養蠶組合（産業組合法による）を組織し左記事を實行せしむること

一 蠶種の共同購入並に貯蔵

二 共同蠶病消毒

三 稚蠶共同飼育 但し稚蠶共同飼育を行ふ能はざる場合は蠶種の共同催青並に掃立つ

四 共同殺蛹乾繭 但し生繭にて販賣する場合には屑繭のみに止む

五 繭の共同販賣 六 蠶具肥料藥品等の共同購入

七 桑園害虫の共同驅除 八 郡より特に指定したる事項

九 其他養蠶の改良發達上必要な事項

九、各町村に於ては一ヶ所以上の殺蛹乾繭場を設置すること

◎養蠶戸數割當表

町村名	農業戸數に對する割合		掃立蠶量に對する割合		大正六年現在養蠶戸數	現在養蠶戸數	大正六年迄に増加すべき戸數	町村名	農業戸數に對する割合		掃立蠶量に對する割合		大正六年現在養蠶戸數	現在養蠶戸數	大正六年迄に増加すべき戸數
	合	合	合	合					合	合					
庄原町	二五四	一〇〇	三六四	三〇	三〇	三〇	三〇	西城町	一五四	二六八	四三三	二〇四	二〇四	二二八	
高村	一八〇	一八三	三六三	一〇五	二五	二五	二五	美古登村	一八六	二四〇	四二六	二一〇	二一〇	二〇六	

町村名	四年十四	五年十四	二年十大	三年正大	四年正大	五年正大	町村名	四年十四	五年十四	二年十大	三年正大	四年正大	五年正大
八鉾村	七九	九〇	一六九	一四〇	七三	一〇四	山内東村	二二四	一五四	三七八	五八	三〇〇	三〇〇
小奴可村	一六〇	一四七	三〇七	一八〇	二〇四	二〇四	山内西村	一五四	一二八	三三二	三四	二九八	二九八
八幡村	一四〇	一八九	三二九	一四〇	一〇八	一〇八	山口南村	一八〇	一八〇	三三二	三四	一五六	二九八
田森村	二〇〇	九〇	三二〇	二〇〇	三四	一六六	山口北村	一四四	八〇	一八八	三二	一五六	二九八
東城町	一四二	一四三	二八五	二〇〇	三〇	七〇	下高野山村	九五	一三三	二六七	五五	二二二	二二二
久代村	八二	一三〇	二二二	二二二	三六	一七四	上高野山村	一三五	一三〇	二四五	一六五	一〇〇	八五
帝釋村	二二二	一〇三	二二五	三三三	六一	二五二	比和村	二二八	二五七	四八五	四九〇	四九〇	〇
本村	二二二	一〇三	二二五	三三三	六一	二五二	山内北村	一八〇	一〇三	二六三	二二	二二	二六一
峯田村	二二二	一〇三	二二五	三三三	六一	二五二	計	三、三〇二	三、三〇〇	六、六〇二	二、〇九六	四、五一一	二六一
敷信村	一九五	二二五	四一〇	九三	三七	三七							

今此増加すへき戸数を年次に配當すれば次表の如し

◎養蠶戸数増加年次表

町村名	四年十四	五年十四	二年十大	三年正大	四年正大	五年正大	町村名	四年十四	五年十四	二年十大	三年正大	四年正大	五年正大
庄原町	一四	三〇	六〇	七〇	八〇	八〇	八鉾村	一〇	一〇	一四	二〇	二〇	三〇
高城村	一三	二五	四五	五五	六〇	六〇	小奴可村	一〇	一〇	一四	二〇	二〇	三〇
西城町	一六	二〇	四〇	四〇	五〇	五〇	八幡村	一〇	一〇	一四	二〇	二〇	三〇
美古登村	一六	二〇	四〇	四〇	五〇	五〇	田森村	一〇	一〇	一四	二〇	二〇	三〇

町村名	四年十四	五年十四	二年十大	三年正大	四年正大	五年正大	町村名	四年十四	五年十四	二年十大	三年正大	四年正大	五年正大
東城町	一五	四五	四五	四五	五〇	五五	山内西村	一八	三〇	四〇	七〇	七〇	七〇
久代村	一四	二〇	二〇	四〇	四〇	四〇	山口南村	一〇	一六	二〇	三〇	四〇	四〇
帝釋村	一七	三五	四五	四五	四五	四五	山口北村	一七	二〇	三五	四〇	四〇	四〇
本村	一〇	二〇	三〇	四〇	四〇	四〇	下高野山村	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇
峯田村	一〇	二〇	三〇	四〇	四〇	四〇	上高野山村	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇
敷信村	一七	四〇	七〇	七〇	七〇	七〇	比和村	〇	〇	〇	〇	〇	〇
山田東村	一五	四〇	五五	七〇	七〇	七〇	山内北村	一六	四〇	四五	五〇	五五	五五

備考

一、桑園の増殖は大正四年度迄に終了すへきを以て養蠶戸数は翌(大正五年)迄に増加を圖るものとす

一、大正六年に於ける養蠶戸数は農家戸數に對し西城、久代は八割美古登、帝釋は七割五分比和八幡は七割高村、八鉾、田森、東城、峯田、敷信、上、下高野山は各六割其他の町村は五割以下なり

一、大正六年に於ける本郡養蠶戸數は本郡農家戸數の六割に止む

第三 繭 販 賣

各町村に於て生産せる繭は可成製絲家に直接販賣せしめ以て其手續を簡捷にすると同時に兩者の關係を親密ならしむるを要す然るに生繭にて賣買するときは其期間僅々たる日子に過ぎざるを以て種々の支障を生

し易きのみならず従來の慣行によるときは一時的仲買人隨所に増加して生産者と消費者の中間に介在し之れかため諸種の弊害百出し諸般の改良施設に悪影響を及ぼし製絲家も亦其利益を壟斷せらるゝこと尠少にあらす蓋し古來の悪習慣を一朝に打破せんとするには容易の業にあらずと雖も各町村は須く繭賣買に適當なる機關を設け取引上の手續を圓滑にし以て兩者の中間に介在する障害物を一掃するは最も必要にして且有効なる事業なりと認むされは各町村共左記方法により繭賣買の弊害を矯正して養蠶製絲業者の利益を増進せざる可らず

方。法。

- 一、各町村に一ヶ所乃至數ヶ所の繭共同販賣市場を開設すること 但地方の事情によりては二ヶ町村以上聯合して一ヶ所に開設するも妨なし
- 二、共同販賣に附すべき繭は凡て殺蛹を行ふこと
- 三、開市に先ち適宜の方法を以て近府縣下の製絲家若しくは有力なる繭商人に對し其日割を通知し可及的多數の商人を招致すること
- 四、其部内に於て生産したる繭は悉く繭市場に搬入して賣却せしむること
- 五、繭市場に搬入したる繭は競争入札又は糶賣法によりて賣買せしむるものとす
- 六、繭の賣買價格に従ひ一定の比率を定て賣主より手数料を徴し繭市場に要する經費に充つること

- 七、地方の事情により生繭にて販賣せざる可らざる場合と雖も可成共同販賣を行はしむること
- 八、稚蠶共同飼育組合に於て生産したる繭は共同販賣市場を開設して販賣すること

第四製。絲。

本郡に於ける製絲業は微々として甚た振はず只僅に機械製絲工場の一と其他三四の足踏工場の設備あるのみにして偶々座繰製絲を營むものも多くは自家消費の生絲を繰糸するに留まる現状なり斯くては郡内の産繭は約八割内外を郡外に輸出せざる可らず従て繭販賣上の困難と經濟上の損失を被ること多大なるを免れずされは少くも將來郡内に於ける産繭の半は郡内に於て生糸として製産すべき機關を設くるを必要と認む

上記の理由により之に對する將來の方針と方法を定むること左の如し

方。針。

- 一、足踏(成るへく機械)製絲を奨励し製絲業の普及發達を圖ること
- 方。法。
- 一、生絲購買販賣生産組合を組織すること(産業組合法に依る)
- 二、組合に技術員を置き且左の事業を行ふものとす
- イ 組合員の委託を受け其生産したる生絲を販賣すること

- ロ 生絲の共同揚返場を設けること
- ハ 販賣の委託を受けたる生糸に對し一定したる束裝荷造をなすこと
- ニ 生糸品位の等級を鑑別し組合の定款により等級相當の証票を貼付して販賣すること
- 三、座繰製糸によりて生産したる生絲は個人と団体とを論せず總て組合に依託販賣すること
- 四、座繰による玉糸製糸を奨励すること
- 五、組合組織の目的を達する順備として町村に於ては縣へ對し教師の派遣を申請し座繰製糸の講習會を開催し製糸法の普及を圖ること

第五 屑物整理

凡生産業に於ては廢物利用の途開けざる程不經濟なるはなし微々たる遺利の集積する所實に至大にして經濟の極意は蓋し此遺利の集積にありと謂ふべし

本郡に於ける生産屑繭一見價値なきか如しと雖も一ヶ年の産額約六百石なり今若し農閑に於て婦女子の室内作業として之れか整理を行ひ眞綿を生産するとせんか其産額約五百四十貫内外を得之れか販路を縣外に求むるに於ては其價格實に一万六千二百圓内外に達す由來本郡の氣候たる積雪多く野外作業困難なるものあるに拘らず冬期山間部に於ける農家婦女子の副業亦微々として振はざるものありされは此農閑積雪の期を利用し家内作業として婦女子をして屑繭整理を行はしめ農家經濟の補足に資せしむるは亦適切なる事業

なりと認む

上記の理由により之れに對する將來の方針と方法を定むること左の如し

方針

- 一、眞綿製造法の普及發達を圖ること

方法

- 一、眞綿生産販賣組合を組織すること(産業組合法に依る)
- 二、個人又は団体に於ては角眞綿を製造し組合へ販賣すること
- 三、組合は組合員の生産したる眞綿に對し品位鑑別を行ひ等級を定め品位相當の時價によりて買収する
- 四、組合は技術者を雇聘し組合員より買収したる角眞綿に對し更に加工して袋眞綿を裏し販路を求めて輸出すること
- 五、組合か袋眞綿製造の傍ら郡内より生徒を募集して屑繭整理の技術を講習すること
- 六、郡立蠶業講習所に於て眞綿製造に關する講習會を開設し技術の普及を圖ること
- 七、町村は組合組織の準備とし屑繭整理講習會を開催すること(縣より教師派遣)

◎大正六年に於ける比婆郡養蠶業一覽表

町村名	桑園反別	養蠶戸數	掃立枚數	收繭額	價	格	對一戸收入
庄原町	三三三	三六四 <small>戸</small> 櫃製	一、三三二	三三三	一六、六五〇	四、七四〇	四、七四〇
高城村	五五三	三六三	二、二二二	五五三	二七、六五〇	七、六一〇	七、六一〇
美古登村	八〇九	四二二	三、二二六	八〇九	四〇、四五〇	九、八五〇	九、八五〇
八錚村	七二六	四二六	二、九二二	七二六	三六、四〇〇	八、五四〇	八、五四〇
小奴可村	二七二	一六九	一、〇八八	二七二	一三、六〇〇	八〇、四七〇	八〇、四七〇
八幡村	四四四	三〇七	一、七七六	四四四	二二、二〇〇	七二、四〇〇	七二、四〇〇
田森村	二七三	二〇〇	一、〇九二	二七三	一三、七〇〇	八七、二三〇	八七、二三〇
東城町	四三二	二六五	一、七二二	四三二	二一、六〇〇	六八、二五〇	六八、二五〇
久代村	三九二	二二二	一、五八八	三九二	一九、六〇〇	九二、四五〇	九二、四五〇
帝釋村	六三五	三三三	二、五四〇	六三五	三一、七五〇	一〇一、四四〇	一〇一、四四〇
本田村	三二五	二二五	一、二六〇	三二五	一五、七五〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
峯田村	三六九	二三四	一、四七六	三六九	一八、四五〇	八〇、五〇〇	八〇、五〇〇
敷信村	六五三	四一〇	二、六二二	六五三	三三、六五〇	七九、六三〇	七九、六三〇
山内東村	四六七	三七八	一、八六八	四六七	二二、三五〇	六一、七八〇	六一、七八〇
山内西村	三八八	三三二	一、五五二	三八八	一九、四〇〇	五八、四一〇	五八、四一〇
口南村	二四一	一八八	九六四	二四一	一二、〇五〇	六四、〇九〇	六四、〇九〇
口北村	三七三	二六七	一、四九二	三七三	一八、六五〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇

町村名	桑園反別	養蠶戸數	掃立枚數	收繭額	價	格	對一戸收入
下高野山村	二九〇	一六五	一、一六〇	二九〇	一四、五〇〇	八七、九〇〇	八七、九〇〇
上高野山村	三六六	二四五	一、四六四	三六六	一八、三〇〇	七二、〇〇〇	七二、〇〇〇
比和村	七八〇	四八五	三、一二〇	七八〇	三九、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
山内北村	三三三	二八三	一、二五二	三三三	一五、六五〇	五五、三〇〇	五五、三〇〇
合計	一、〇〇〇	六、六〇二	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七五、七三〇	七五、七三〇

備考

一、本表には生絲、蠶種屑物を除く
 一、本表は春蠶一回の飼育として計上せしか故に之れに夏秋蠶産額を約二割加算すれば郡生産額合計は六拾五万圓となる尙生絲蠶種屑物を加算すれば實に八拾万圓の巨額に達す

●中野村部落有財産統一状況説明 (山縣郡)

(一) 無償統一したる部落有山林四千町歩

山縣郡中野村に於ては村當局者は勿論郡當局に於ても百方苦心畫策の結果村内部落有山林四千餘町歩を初め其他若干の部落有財産全部を擧て無償にて村有に統一し得たり今之れか顛末を以下數項に別ちて説明す

(二) 統一前の部落有財産

本村に於ける部落有財産中主要なるものは山林にして其面積左表の如し

字名	戸数	部落有山林別	同上一戸當	字名	戸数	部落有山林別	同上一戸當
奥中原	六六	五七〇、三〇八	七九、八二三	奥屋形	三三	五九三、〇一〇	一五六、一〇二
川小田	六〇	六〇六、一五	一〇一、一〇〇	草安	三三	一八三、八〇九	五五、七〇六
細見	一〇九	八二四、二〇六	八〇、四〇二	奥原	四二	二〇九四、五三	四八、八二〇
才乙	六七	五三四、三〇〇	七九、九〇四	土橋	四九	二九二、二二九	五九、四〇四
大利	一九	八九八、五一四	四七、六二七	計	五〇四	四、〇六九、三一一	八〇、七一一〇
南門原	二二	二〇九、二七	一〇四、四一〇				

備考

前表中奥中原及川小田の反別中には其共有に係る山林四百七十五町七反一畝二十三歩を兩分して之れを加へ字才乙の反別中には山廻村大暮外三字及字才乙の共有に係る阿佐山分割に依りて得たる山林百五十九町五反八畝歩を加へたり

右の外即山林以外の部落有財産を表示すれば左の如し

字名	田反別	畑反別	宅地坪數	字名	田反別	畑反別	宅地坪數
奥中原	一	一	一〇一	奥中原川小	一	五、六四	一
川小田	一	一〇〇	二三	細共有地見	三七	三、一〇一	二八

才乙	奥屋形	草安	奥原	土橋	計	奥原	土橋
二二五	一〇四	一	六	一	七六	一〇六	二
一〇六	一	一	一	一	八、九二	一〇六	二
二七	一	一	一	一	四、五五	一〇六	二

以上の部落有財産の管理は町村制の規定に依り村長に於て管理すべきは當然なるも本村は現今の大字たる元十ヶ村を合併したるものにして各部落間は各丘陵峰脈を以て界せられ部落間の利害の關係を異にするもの等あり且つ古來の慣習を固守して財産の管理を村長の手に移すことを歡はず各字民の協議に依り各字に山林世話係なるものを置き部民の協議に依りて管理事務を遂行し管理の費用は字割と稱し協議費を徴收して之を支辨し來れり而して山林管理の状況は各部民の自由出入に委したる箇所は甚しく荒廢し僅に肥草柴草を採取し得るに過ぎず各人の入山區域を定めて支配し來らしめたる箇所は稍整理せられたるものもあるも面積廣からず立木地として一般の入山を禁し稍林相の良好なる箇所に至りては極て小面積を存するに過ぎざるなり

斯くの如く違法なる財産管理の方法は法規上認許すべからざるは勿論財産中の大部分を占むる林野の管理を改善し其荒廢を防ぎ適當なる經營を施すに於ては四千町歩の面積より生ずる福利は極て多大なるものあるべく本村百年の大計として根本的に整理改善の緊要なるものありしなり

本郡に於ては夙に先つて管理方法を適當に改むべく嚴達する所あり岡本村長亦其旨を体し専ら是れに意

を注ぎ居たりしも多年の弊習は容易に改革し得ず荏苒年月を經過し有望なる天與の大林野は空しく荒廢に委して顧みられざる狀況なりしは極て遺憾とせし所なり

(三) 統一事業企畫の動機

部落有財産を統一して町村有に移し適當なる整理經營に依りて其福利を増進すべく夙に各町村長に指示する所ありしか本村に於ては前項所述の如く其管理すら適法ならざる状態なるを以て進て之れを村有に統一するか如きは容易に成し得へきにあらざるを慮り敢て着手するに至らざりしか會々大正元年九月村内字大りに於て字民協議の上其所有林野中不要存置の白木を賣却し得たる代金を字民に分配せし事實あり之れ全く多年の慣習に依り字民の協議に依りて處分したるものなりと雖も公有財産の處分としては違法なること勿論なるを以て此點に就ては相當處分をなし併せて分配せる代金は之れを回收し村長に於て保管すべきことを指示せるも其他の部落有財産に就ても速かに管理の方法を適當に改むるにあらざれば斯くの如き違法の處置は他日再び之れを爲す部落なきを保し難く殊に多年部落民の自由に委せられたる違法の管理は此機會に於て改革するの急要なるものあるを認めたり而して飄て考ふるに違法なる管理方法を適當に改めんとするは法規上に於ては當然の處分なるも多年の弊習に囚はれたる部民を説きて圓滿なる解決を得るの苦心は容易ならざるものあるへく寧ろ其勞を以て進て統一を遂行するは時代の要求に適應せる機宜の措置なるを信し村長に懇談したるに村長は克く其趣旨を諒し茲に本村永遠の幸福の爲に万難を排して此機會に於て

斷乎して統一を遂行せんとするの大決心をなすに至れり之れ本村部落有財産統一遂行計畫の動機なりとす

(四) 統一事業遂行の經過

大正元年九月十九日主任郡書記を出張せしめ村長と前項の統一遂行を熟議せしむ同日役場吏員一同を會して村長の決心を發表し併せて同心協力万難を排して事業の成功に努力すべく懇示し直ちに村會議員區長及各字山林世話係に對して召集狀を發し同月二十一日會合を催したり同日會するもの三十七名なりしか熱心と誠意とを以て本村部落有財産管理經營の放任せられたる現況の不利町村に於ける財産増殖の必要と林野の關係町村自治と共同の關係部落有財産統了効果と其利益等に就き詳細説明する所あり會する者皆寢耳に水の感ありしもの、如く議論百出議容易に纏まらざりしも遂に會員一致を以て村内部落有山林全部を統一し本村財政の基礎を永遠に鞏固にし林産物の増殖に努め兼て村民一致共同の美風を實現せんことを期する旨を誓約し統一方法の概要を協定し各自當該部落民に説きて各委員を選定せしめ事業の成功を約するに至れり爾來各字に於て協議を重ね村長亦銳意利害を説示したるの結果大体に於て豫定の統一案に同意し代表者として委員を選出したるもの村内十字中七字に及びしも字川小田、細見、才乙の三字は異論を唱ふるものありて同意せず村長は屢々説明に努めたるも容易に決定に至らざるを以て大正二年九月二日更に主任郡書記を派し前記三字に就て懇諭し遂に同意決定するに至れり茲に於て全村民の同意に依り案を立て、發案承認を得大正三年四月二十一日村會に附議して議決を見るに至れり

(五) 統一の方法

本村部落有財産統一の方法は其議決書に明なるを以て左に之れを摘記す其内容は大概曩に村會議員區長山林世話係等の協定せる事項を取捨せるものなり

第十八號議決書

◎部落有財産統一方法

第一條 本村各大字有山林全部(反別別紙ノ通り)統一ノ目的ヲ以テ無償ニテ本村有ニ所有權ヲ移轉スルモノトス

第二條 前條ニ依リ統一シタル山林中左記反別ヲ標準トシ契約ノ年ヨリ十ヶ年以内ニ人工更新又ハ天然更新ノ方法ニ依リ造林ノ目的ヲ以テ當該部落民ニ對シ向フ五十年間地上權ヲ附與スルモノトス但其期間ハ滿了ノ上之ヲ更新スルコトヲ得

山林反別百九十七町步	大字奥中原	山林反別三百七町步	大字川小田
全	二百七十七町步	全	二百町步
全	大字細見	全	大字才乙
全	百五町步	全	三百七十三町步
全	大字南門原	全	大字苜屋形
全	十九町步	全	四十六町步
	大字草安		大字土橋
合計反別千五百二十四町步			

第三條 前條ニ依ル地上權ノ設定箇所及確定反別ハ監督官廳ノ承認ヲ得テ別ニ之レヲ定ム

第四條 本村有ニ統一シタル山林ハ第二條ニ定ムルモノノ外左記各項ニ依リ監督官廳ノ承認ヲ得テ別ニ管理方法ヲ定ムルモノトス

- 一、山林ハ之レヲ用材山薪炭山柴草山及牧場用地ニ區分スルコト
- 二、用材山ハ天然更新又ハ人工更新ノ方法ニ依リ造林ヲナスコト
- 三、薪炭山ノ薪炭材ハ村民自家用ニ限り特賣ヲナスコトヲ得
- 四、柴草山ハ村民農耕ニ必要ナル肥草柴草取ノ爲メ貸下ヲナスコトヲ得
- 五、牧場用地ハ村ニ於テ牧場ヲ經營シ村民牛馬放牧ノ爲メ使用セシムルコト
- 第五條 用材山中村民自家用ニ供スル用材ハ出願ニ依リ特賣スルコトヲ得
- 第六條 第四條第一號ニ依ル區分及第四號第五號ノ反別ハ監督官廳ノ承認ヲ得テ別ニ之レヲ定ム
- 第七條 地上權設定地及第四條第三號乃至第五號ノ土地ニ付テハ相當ノ貸下料若クハ使用料ヲ徴收スルモノトス其ノ額ハ別ニ之レヲ定ム

大正三年四月二十一日議決

理由

本村各字有山林ノ現況ハ濫伐荒廢甚シキモノアルヲ以テ之レヲ村有ニ統一ヲ適當ナル森林經營ニ依リテ

本村財産ノ増殖ヲ圖リ村民ノ生活ニ要スル用材薪炭材農耕上必要ナル柴草及畜産上必要ナル牧場等ハ適當ナル範圍ニ於テ之レヲ採取若クハ使用セシメ村民ノ産業ヲ保護シ且ツ一面ニ於テ本村個人有山林ハ僅ニ千八百六十八町歩ナルニ公有山林ハ實ニ四千餘町歩ノ廣大ナルモノアルヲ以テ統一シタル公有林中一部ハ村民ニ地上權ヲ附與シ村民ヲシテ適當ナル林業經營ニ依リ個人經濟ノ助長ニ資セシメ村及村民共兩々相俟テ山林ノ福利ヲ増進セントシ本案ヲ議決スル所以ナリ

(別紙反別書省畧)

前段議決の外雜地三反二畝二十五歩は現在の儘之れを村有とし田七畝十六歩畑八反九畝二十一步宅地四反五十五坪は之れを賣却し代金を小學校基本財産に統合すべきことを議決し山林に就ては大字苧屋形有の中間積三十町歩先年隣村雄鹿原村民に密に賣却せるものありしを以て今回の整理に際して之れを特賣し其他は全部所有權移轉登記を了したり近き將來に於て施業案を調製し整理統一の實効を收めんとせり

●山廻村部落有財産統一狀況説明 (山縣郡)

(一) 無償統一したる部落有山林三千町歩

山縣郡山廻村に於ては村當局者及村内有志者は勿論郡衙に於ても百方苦心畫策の結果多年蟻覬せる幾多の習慣事情を打破して遂に約三千町歩の部落山林と其他若干の財産とを村有に統一することを得たり

從來本村内に於ける部落山林面積は本村内各部落の所有に屬するもの臺帳面反別三千二百二十町九反三畝一步本村内字大暮外三字竝に中野村の内字才乙との共有に屬する阿佐山臺帳面反別七百四十町五反三畝十七歩合計三千九百六十一町四反六畝十八歩なりしか今回全部の整理所分をなしたるものにして其處分内譯を記すれば左の如し

- 一、山廻村有に統一したるもの 二、八九二九、五二一
- 一、中野村有に統一したるもの 一五九五、八〇〇
- 一、村内部落民に特賣したるもの 八七六〇、八一五
- 一、道路敷の爲め官有となるもの 八、四一二
- 一、入會權解除の爲め入會權者に讓與したるもの 三二一〇、〇〇〇

合計

三、九六一四、六一八

以上の外村内部部落有田一町十七歩畑七反一畝一步宅地三百四十六坪は之れを賣却して代金を村基本財産に編入したり以下統一整理の内容を數項に別て説明す

(二) 阿佐山の狀態

阿佐山と稱するは本郡及島根縣邑智郡の境上中國山系中に屬する一高峰にして其本郡に面せる部分は全部古來中野村字才乙竝に本村字大暮高野米澤移原の五字共有に係り臺帳反別七百四十町五反三畝十七歩なる

も實測面積は優に一千三百町歩の上に出つと云ふ町村制施行前に於ては各字共獨立村なりしを以て各々總代世話係の數を置きて管理事務を處理したるも町村制施行後は二ヶ村に渉る部落の共有となりしを以て之れか管理に一方ならざる不便を來し時々紛議爭論を免れざる等到底舊來の習慣に委するを得ざるに至れるのみならず法律上に於ても當然村長に於て管理すべくして部落民の支配に委するを許さるるか故に明治三十三年三月時の山廻村長齊藤章一中野村長と協議し同山林管理事務を共同處辨する爲め許可を得て兩村組合を組織し山廻村長を管理者とし組合會議員五名を置きて其議決に依りて同山の管理事務を適法に執行すること、せり然れども其事務の内容を調査するに租税公課の納付地上產物の處分行爲等を處理するに過ぎずして林野實體の管理は依然として關係部落民の自由入山に委し僅に一部分建山と稱する禁伐區域を置きしに過ぎず加之地上產物の處置に依りて得たる現金は一定の比例に依り之れを關係字に分配するの外更に各字か如何に之れを處置するかは組合の干渉し得ざる所にして從來自然に繁茂育成せる立木の伐採賣却代金を決して少額にあらざるも今日に残存して累加蓄積せられたるもの厘毫も之れ無く徒に費消せられたるは極て遺憾とする所なりとす抑も郡當局に於て本村部落有山林統一の極て急要なるを認め只管之れか勸奨に力を注ぐに至りしもの其動機は全く阿佐山立木賣却代金の處分適當ならざるを認めたるに依るものなり

(三) 各。大。字。有。山。林。の。狀。態。

本村は町村制施行の當時現今の大字たる高野、移原、米澤、小原、溝口、大暮の六ヶ村を合併したるものにし

て就中高野、移原、米澤、小原の四字は中央に東北より西南に里餘に流れたる長部落を形成し大暮は其西北方の山間に僻在し溝口は遠く東南方に離れ之れ亦里餘に渉る小長なる部落なりとす而して是等部落は丘陵峰脈を以て界せられ地形の隔絶は延て人心の融和一致を見ること難く萬般の事業概ね部落毎に施設計畫し一村共同のもの極て少かりき斯の如くなるを以て其所有財産を統一して村有に提供するか如きは本村民の夢想たもせざりし所にして之れか管理する各字に或は總代と稱し或は山林委員と稱し部民の任意に定めたる機關を設け部民の協議に依り個々自由の管理をなし之れか費用は字割と稱して一種の協議費を徴收し支辨し來り故に其管理方法の違法なるのみならず林野の荒廢濫伐は誠に甚しきものあり就中部民の自由入山に放委したる箇所如きは荒廢の極に達せるもの尠からざりき明治四十二年十月現村長坂田諄聘せられて本村長に就職するや村治上の最大急務にして亦村民致富の源泉たるものは實に部落有林野の整理にあるを思ひ就職の翌十二月初めて區長を召集し諮るに部落有財産の合法的管理のことを以てせり然るに各區長は異口同音に反對を唱へ容易に成効の見込なきことを確めたり

(四) 統。一。事。業。遂。行。の。經。過。

茲に於て坂田村長は從來部落財産管理の違法なるを改めて之れを村長の手に移し適法なる管理勵行の容易ならざるを察すると同時に之れか遂行は根本に於て村民訓練の先つ急なるを認め爾來本問題は更に口にせず各字に示談會を開き其他或は青年會夜學會等を利用し各字に巡回して通俗的に町村制の講釋を開始し自

治的精神の訓練に着手したり郡當局に於ては本村部落有財産の管理方法を適法に更改するの要あるは勿論なるも本村永遠の策としては進んで之を統一するの極めて緊要なるを認め村當局者の決心を促すと共に徐ろに計畫に着手する所ありたり

村長は明治四十四年二月初めて各區長及特設の委員を召集して管理の問題を協議せしめ併せて統一のことを示談したるに各字共一戸平均一町歩當り宛を無償村有に提供し殘部は従前通り字民の自由支配に移すへきことを協定せり然れども之れ素より許すへき方法にあらざるを以て郡に於ては敢て之れを認めず爾來種々協議を重ね漸く進て各字所有反別中其面積最少なる字米澤の一戸當り五町七反八畝二十四歩を評準とし各字共之に相當する反別を提供し殘餘を當該字民に分配するの議を決し村長より發案承認を求むる所ありしも何等事由の存せざるに殘餘反別を字民に分配するか如きは之れを認むへきにあらざるを以て區長委員等の協議は茲に再び行はるへからざるに至りぬ

爾來一層精密なる調査を進め萬難を排して事業の成效を期する所ありしか各字の主張する事項は頗る雜多なるものあり即ち阿佐山關係部落よりは同山の立木價格は之れを他の部落有に比し頗る優越せるものあり故に之れを其儀に統一提供するは不公平なりと云ひ或は同山の臺帳面反別は七百餘町歩なるも實測面積は優に千三百町歩の上に出づるを以て宜しく各字より村に提供する反別は實測反別を以てすへしと云ひ或は南部の部落は其所有林野の地味北部に比して數等上位にあるを以て之れは同一視すれば不公平なるへしと

云ひ或は所有面積狭少なる部落は全部を村有に提供し嚴重なる管理規程の下に支配せらるゝに於ては住民生活及農耕の資料たる薪炭材及柴草供給の途を杜絶せらるゝに至るへしと主張する等各自の立場より立論して議論百出容易に解決せず雖然此間に處して百方苦心の結果大正二年二月に至り阿佐山に關しては分割處分を其他の部落有に就ては統一及特賣處分の根本方法を議決するに至れり

(五) 統一の方法

阿佐山は先以て之れを兩村各關係字に分割するにあらざれば統一することを得ざるか故に組合規約に定むる費用負擔及利益分配の標準即ち全部の十分の四は各字平等に十分の六は各字の地價額に按分し之れを中野村字才乙有と山廻村字大暮外三字有とに分割すること、せり而して同山中に介在せる山廻村字大暮の内深山と稱する小部落は其周圍悉く公有林にして一朝村有に統一の後嚴重なる管理規程の勵行せらるゝに於ては其生活上に尠からざる支障を蒙むるを以て關係字の同情に依り同部落の周圍は特に同部落民に特賣すること、せり分割の内容は左の如し

總反別 七百四十町五反一畝十九歩
内

二十八町八畝歩

字深山部落へ特賣

百二十二町三反二畝二十三歩

山廻村字移原へ分割

- 百四十三町二反六畝十二歩 同字高野へ分割
- 百二町一反七畝五歩 同字米澤へ分割
- 百八十五町三反五畝五歩 同字大暮へ分割
- 百五十九町三反二畝二歩 中野村字才乙へ分割

前段の決定に依り地番反別を調査し山廻村字移原外三字の持分は之れを其共有として後山廻村に提供の義同村會に於て議決し大正二年十二月所有權移轉登記を了し中野村字才乙分は之を同村有に提供の義同村會の議決を了し是亦所有權移轉登記を了せり

山廻村内各字毎の所有せる部落有林野も亦大正二年一月主任郡書記を派し村長と共に幾多の異論を解決し同二月大体の統一議決を了せり其内容の要点を摘記すれば左の如し

第一、統一して村有とすへき反別は二千三百四十町余歩にして統一後の管理方法は別に之れを定むるものとす

第二、特賣すへき反別は八百四十八町余歩にして其特賣を要する主なる事由は大字小原に於ては町村制施行前即ち明治十七年の頃既に賣買をなし爾來再三轉賣せらるゝ等林野所有權の實質は個人にあるも其移轉手續未了の爲め今尙部落有名義となれるものあり又字高野には同字里道改修費支辨の爲め小内賣買契約をなし更に轉賣せられたるものあり之れ等は各々証憑書類及實地を調査し今回の整理に際し

之れを特賣すること、せり其他私有地の間に介在して管理不便のもの等も之れを特賣すること、せり但し所有面積の比較的狭少なる部落に就ては更に特賣を認めざるものとす

第三、本村内字大暮の所有に係る字榎ヶ平山反別八十一町餘歩の山林は其所有者は字大暮なるも古來中野村字才乙の一部民と大暮字民との共同入會山にして才乙民は本山に對し入會權を有せしものなるも之れを其儘村有に統一するに於ては村有林の管理經營上支障尠からざるを以て兩者の間を調停し同山の内面積三十二町歩を入會權者に讓與し以て其入會權を解除すること、せり爾來實地に就て地番反別を調査決定し大正二年十二月村會の議決を經大正三年一月より同三月に涉り前後八回に全部の所有權移轉を了す

以上統一の結果を總括して表示すれば左表の如し就中各字より村に提供したる一戸當反別の最少なるは米澤の五町七反八畝餘歩にして最多なるは字小原の八町一反二畝餘歩なるか如き著しく不平均なる爲め其調和には最も苦心したる所なるも遂に各字民の公共心に訴へて多少厚薄を論せず之れを提供せしむるに至れるものなり今後の管理に就ては近き將來に於て施業案編製の豫定なりとす

◎各部落有山林面積

字	名	字有山林反別	阿佐山分割割當反別	合	計
---	---	--------	-----------	---	---

高	移	米	溝	大	小
野原	澤口	暮原	原	計	
六九二、〇二一	一〇七四、九〇四	七五七、七二二	一、二五七、五、〇二一	三、二二六、六二七	七五七、〇二五
一四三、〇二二	一一二、六二二	一〇二一、一〇九	一八五、二、九〇五	三、二二六、六二七	五五二、七二七
八四三、一〇三	二九七、五二七	一七九三、八一九	一、二五七、五、〇二一	三、二二六、六二七	一
二五五、〇一八					

◎各字有財産統一反別

高	移	米	溝	大	小
野原	澤口	暮原	原	計	
四五、五、六二〇	二二九、五三七	一七九三、八一九	一、一〇九、九一三	四七四、六〇二	四四六、九〇〇
六七、五、一五	六〇、四、一〇	五七、八、一〇	七九、二、三	八二	五五
三六八、六〇五	一	一四八、八一九	一	三三〇、五七	八六〇、〇〇一
二五五、〇一〇	三〇、三〇〇	三〇、〇〇〇	二四三、五二〇	二二、一、六〇	八〇一、一九〇

◎八幡村部落有財産統一状況説明 (山縣郡)

(一) 統一事業企畫の動機

山縣郡八幡村は中國山系の高峰たる刈尾山の西北面より同山系の頂上に展開せる平坦なる一村にして戸數三百戸人口千二百二十八人田反別二百六町四反歩畑反別五十町歩山林反別二百四町八反歩(私有)の一小村なれども村役場一、小學校二を有して一ケ年の村經費二千五百十七圓を要し併も氣候寒冷土地豊饒ならずして農産豊ならず一般富の程度も亦高からずして將來時勢の進運に伴ひ増大すへき村經費の負擔に堪へ難く永遠に一村として經營するは頗る至難のことに屬す之れを以て曩年政府に於て小町村の合併を勸奨せらるゝや郡に於ては之れを隣村雄鹿原村に合併せんことを指導したり然れども村當局者及村民に於ては古來西八幡原村東八幡原村として獨立せる本村を他村に合併するを快しとせず殊に雄鹿原村とは雲耕畔の險坂を以て界せられ自然の一區劃をなせるを以て容易に合併を行ふへからざる状態なりき會々本郡に於て各町村に現存せる廣大なる部落有林野を整理し進んで之れを町村に統一して有益に之れを活用し町村財政の基礎を鞏固ならしむべく勸奨に努めたり折柄本村長兒王齊を始め村當局者及村内一二有力者は本村現在の部落有山林を本村有に統一し適當なる學林方法に依りて村基本財産を造成し本村財政の基礎を鞏固にして永遠に一村獨立の根底を確立せんとし部落有山林統一に着手したり蓋し本村の状態は耕地及人口を比し山林

面積廣漠なるを以て住民は概して森林愛護の念に乏しく爲に部落有山林は争ふて草木繁茂と伐採の容易なる場所とを逐ふて之れを擇伐し然らざる所は徒に荆棘の繁茂に委して顧みず著しく濫伐荒廢に傾けるを以て當局者深く之れを慨し入會地は之れを制限して必要なる範圍に止め其餘を舉て造林經營をなし一大富源を開拓し傍ら住民の森林愛護の念慮を涵養し以て本村永遠の幸福を増進せんとし統一の舉に出でたるものなり然れども機未だ熟らすして全部の統一を見ること能はず明治四十一年二月統一處分の端緒として先以て部落有山林にして私有林の間に介在し境界の正確を保ち難き箇所若くは殆んど其附近一二の住民に於て支配を占有し一般住民に利益均霑せざる箇所又は私有林の間に介在せる小面積にして管理の煩瑣なる箇所等を選ひて之れを村有に統一し賣却の上代金を村基本財産に編入するの議を纏め面積五十五町五反余歩を統一し賣却済のものは代金五千五百七十一圓七十五錢を賣却未済のものは土地五町七反七畝二十七歩を其儘村有に統一し以て其機を待てり會々明治四十三年内務農商務兩次官の通牒に基き郡に於ては此機に於て豫定の全部統一を遂行すべく勸奨する所あり茲に統一の議を再興して其完成を見るに至れり

(二) 統一前の部落有財産

第一回の統一をなしたる後今回の統一前の部落有財産左の如し

字	名	山林	反別	雑	地	現	金
---	---	----	----	---	---	---	---

東	八幡原	二五〇、〇一五	九二二			一四、二二九
西	八幡原	三〇〇一、六〇六	一、五〇〇			一八、一〇四
東	八幡原の内本郷	三三九、五二五	一			一、〇〇〇
西	八幡原の内西樽床	八三三、九二二	二二二			一〇、七九七
計		六四〇五、一二七	一、六〇三			四五、九二四

(三) 統一の方法

今回の部落有山林統一に關しては先以て村會議員に協議し統一の方法を協定して村當局の方針に一致せしめ相提携して村民を説くこと、し村内十五部落より一部落二名宛三十名の總代を選任せしめ明治四十四年一月二十三日より同二十九日に至る七日間協議會を繼續し遂に統一の議を確定せり今其統一方法の要領を摘記すれば左の如し

- 一、部落有土地は全部無償にて村有に提供すること
- 一、各部落會計所屬の現金は凡て村歳入に編入のこと
- 一、統一の上は左記標準及使用料額に依り肥料用柴草採取薪炭及用材採取を許可すること

草山 田一反歩に付實測山林反別二反四畝歩
畑一反歩に付同 一反二畝歩

使用料一ヶ年一町歩に付金三十錢
薪山 一戸に付一ヶ年實測反統一反歩
使用料一ヶ年一反歩に付拾錢以上三圓以下

用材 自家用に限り特賣のこと

右の如く統一の議を決したりと雖も其茲に至る迄には各種の異論を唱ふるもの尠からず就中其主なるものは第一各部落有山林中西樺床中山林の如きは古來稍其取締の方法を確せるを以て林相良好にして樹木繁茂せるあり東八幡原有も亦多少の薪炭材育成せられたるも西八幡原有に在りては全然草山にして一つの立木なく山林の實價に至りては更に著しき不同あるの狀態にあり第二、臺帳面反別は前項の如くなるも其實測反別には甚しき相違あるものありと云ふあり第三、臺帳面反別のみによるも東八幡原の中本郷組は一戸當二町三畝二十七歩を其他は一町七反七畝五歩を西八幡原は二町二反七畝十二歩を西樺床は一町九反八畝十五歩を提供するの割合にして各々不公平ありと云ふ等各種苦情の聲を耳にしたるも特に主任郡書記を派し村當局者と共に共同一致の精神に依りて之れ等利害の争を融和せしめ遂に前記の方法を協定するに至れるものなり

新に村有となれる山林臺帳面反別は六百四十町五反一畝二十七歩にして之れに従來村有たりし四百七十二町四反七畝七歩を合して千百十二町九反九畝四歩の臺帳面反別を所有するに至れるも其實測反別は千七百

九十九町四反歩に及へり之れか管理區分を定むること左の如し

柴草山 六百拾町歩

薪山 百五拾町歩

用材山 千三十九町四反歩

用材山に就ては人工更新天然更新の方法に依り植林の計畫にして既に公有林植樹奨励金の下附を得て植樹せる箇所あるも更に大正四年春季に於て全体の施業案を編製するものごとす

◎小方村部落有財産統一狀況説明 (佐伯郡)

(一) 統一實行の動機

近年制度整理の聲喧しく且上司の奨励亦頻りなるに付種々整理の實を擧げんとしたれども本村の如きは特に整理すへき事項なきに苦しみしか部落有林統一の件は豫て計畫に屬するを以て茲に之れを實行せは之れに勝る制度整理なしとし鋭意實行することに決せり

(二) 統一前村及部落有財産及管理狀況

本村は去る明治二十二年町村制施行の際元小方黒川兩村を合併したるものにして各部落夫々財産を所有せり其統一前に於ける公有土地の所有區分左の如し

所有者	山林反別	宅地坪數	戸數	一戸當反別
小方村	六町	十坪	七九八	
小方區	五百五十三町七反	十坪	七二〇	約七反八畝
黒川區	二百三十三町四反		七八	約三町
合計	七百九十三町一反	十一坪		

右の如き反別を有すと雖古來村民の入會山なるを以て山林愛護の念慮なく争ふて濫伐し益々荒廢に傾くを以て明治三十四年十二月十二日時の村長風柴吉兵衛之れを憂ひ村會の決議を経て五ヶ年間松樹の伐採を禁し山林保護の端緒を開きたり然るに從來の慣習に反し斷然松樹の伐採を禁したるを以て議論百出紛擾甚しきを以て百方説諭を加へ期限満了の後便宜酌量せんことを約したり而して明治三十九年十二月十三日現村長牧野賞松就職するや時方に五ヶ年の期限満了し且村長の交迭を機とし之れか解禁のことを強請し時に或は事の暴舉に出つるなしとも計られざるに至れることあり然れ雖今其請を容れ茲に此禁を解かんか終に百年の大計たる我山林保護の方針を樹つるの機なく剩へ前任者の苦心を水泡に歸せしむるものたれば機蹇に逸すへからず若かす至誠事に當らんには百方利害を説き慰諭太た努む既にして小方區有林造林規程を定め更に村會の決議を経茲に永遠に松樹の伐採を禁すること、なし以て今日に迫へり

(三) 區費の徴收及公租支出方法

部落有財産の管理費及公租に充つる爲め特別村税平均戸別割條例を設け小方區に於ては一戸平均貳拾錢黒川區に於ては一戸平均七十錢迄を徴收し得ること、なし大正元年度に於て小方區拾錢黒川區四拾錢つゝを徴收したり

(四) 統一協議の顛末

明治二十五年の交時の村長高野録一部落有財産合併の議を起したりしか機未だ熟せざりしもの、如し而して越へて現村長牧野賞松就職後(明治二十九年末)大に財産統一の必要を認め村民集合の序を以て懇ろに統一の利を説き其實行を促したるも敢て其功なく遂に持久の策を執り静に機の到るを俟つの止むなきに至れり即ち實例を引き又は役場事務所辨の點より將た經濟上の便益等を舉示し切に説諭に努め居りしか近時制度整理の聲高まるや更に勇を鼓して村民を會し或は十戸頭會、區長會等を開き又村會に協議し急速に統一せんことを勧誘し且つ縣廳及郡役所の指導を仰き熱誠以て勧誘に努む是に於て村民舉つて誠意を諒とし遂に一同の賛成を得即ち部署を定め茲に合法の手續を爲し以て村會に提出するや滿場一致直ちに統一の議を決したり

(五) 統一方法

前記部落有財産全部は無償にて兩區より小方村へ提供す但し黒川區民へ字東本谷一〇一番地臺帳面積四十二町一畝二十一歩の現在毛上を附與す

(六) 統一したる山林管理方法

新に統一したる山林は森林として管理すれども其管理方不十分なるを以て更に施業案の編成を急ぎ今は技術員派遣方を知事へ申請中なり

(七) 統一後に於ける村民及區民の感想

統一前の悪感情に反し今は區民として又村民として敢て不平を唱ふるものなく中には統一の寧ろ遅かりしを悔ゆるものさへあるに至れり

(八) 奨励金下付

統一奨励金として本縣より金貳百貳拾九圓貳拾九錢を下付せらる

●西志和村區有財産統一實行方法 (賀茂郡)

本村は町村制實施の際志和西、別府、奥屋、冠^{七條}、^{七條}の五ヶ村合併したるに依り各區に於て區有財産即ち山林原野其他の物件を所有せるを以て依然判據的氣風を存し村本位を缺き動もすれば選舉其他の事業に相反對し圓滿を缺くこと數々ありて村政上困難を感じるを以て各區の財産を提供せしめ區會を廢し民心を統一し併せて村有財産蓄積をなさんと欲し明治四十四年二月各區に謀議せしに區民に於て容易に應せず是全く享保年度天保年度及明治十七年度に於て各自に分割使用せしめしにより恰も各自所有の如く思推し加之其所有土地の多寡同一ならざるを以て異論を唱へり依て百方力を盡し利害得失を説き集會度を重ね遂に一戸平均五圓に相當する山林を特賣し其代金四千參百貳拾圓を基本財産と爲し其他山林原野は悉皆無條件にて提供することに決したり其反別左の如し

區名	特賣反別代	金	提供反別	區名	特賣反別代	金	提供反別
志和	101,7	1,000	35,5	冠	52,3	76,5	8,0
別府	95,7	810	81,9	七條	69,7	810	5,7
奥屋	61,5	915	30,7	七條	360,9	4,310	161,8
			計	條坂			

右の如く整理し特賣代金四千參百貳拾圓を銀行預金と爲し大正十九年に至り壹万參千百七拾八圓となる而て提供山林は管理方法を定め取締を嚴にし林木の繁茂を圖り明治四十五年(大正元年)より二十ヶ年の後即大正二十年より右提供山林の内十町歩宛の樹木を賣却し爾後二ヶ年毎に輪番に十町歩の毛上を賣却し三十四ヶ年間を経て復た最初賣却せし跡地に生長せし樹木を賣却し得る方法にして斯くて輪伐順次幾百年に及ぶ其代金は基本財産として蓄積し左の如く利殖することを得

年次	元金	賣却代	利子	計	年次	元金	賣却代	利子	計
大正元年	4,310		259	4,579	同	4,579		274	4,853

同	三	四、八五三	二九一	五、一四四	二六〇	二〇、四八八	五〇〇	一、一九九	二二、二二七
同	四	五、一四四	三〇八	五、四三二	二八〇	二二、五五〇	五〇〇	一、四一三	二五、四六三
同	五	五、四五三	三二七	五、七七九	三〇〇	二六、九九〇	五〇〇	一、六一九	二九、一〇九
同	六	五、七七九	三四六	六、一五五	三二〇	三〇、八五五	五〇〇	一、八五一	三三、二〇六
同	七	六、一五五	三六七	六、四九二	三三〇	三五、一九八	五〇〇	二、一一一	三七、八〇九
同	八	六、四九二	三八九	六、八八一	三三〇	四〇、〇七七	五〇〇	二、四〇四	四二、九八一
同	九	六、八八一	四二二	七、二九三	三三〇	四五、五五九	五〇〇	二、七三三	四八、七九二
同	一〇	七、二九三	四三七	七、七〇〇	三三〇	五一、七一九	五〇〇	三、一〇三	五五、三三二
同	一〇	七、七三〇	四六三	八、一三三	三三〇	五八、六四一	五〇〇	三、五一八	六二、六五九
同	一一	八、一三三	四九一	八、六八四	三三〇	六六、四四八	五〇〇	三、九八五	七〇、九〇三
同	一二	八、六八四	五二二	九、一五〇	三三〇	七五、一七五	五〇〇	四、五〇九	八〇、一六六
同	一三	九、一五〇	五五二	九、七五七	三三〇	八四、九七五	五〇〇	五、〇九八	九〇、五七三
同	一四	九、七五七	五八五	一〇、三二二	三三〇	九六、〇〇七	五〇〇	五、七六〇	一〇二、一六七
同	一五	一〇、三二二	六二六	一〇、八九〇	三三〇	一〇八、四〇三	五〇〇	六、五〇四	一一五、四〇七
同	一六	一一、〇六八	六六四	一一、七三二	三三〇	一二三、三三一	五〇〇	七、三三九	一二〇、一七〇
同	一七	一一、七三二	七〇三	一二、四三五	三三〇	一三七、九八〇	五〇〇	八、二七八	一四六、七五八
同	一八	一二、四三五	七四六	一三、一八二	三三〇	一五五、五六三	五〇〇	九、三三三	一六五、三九六
同	一九	一三、一八一	七九〇	一四、四七一	三三〇	一七五、三九九	五〇〇	一〇、五一九	一八六、三三八
同	二〇	一三、七三二	八三三	一五、七五七	三三〇	一九一、五八八	五〇〇	一一、八五一	二〇九、八六九
同	二一	一四、四七一	八七六	一六、一五五	三三〇	二一二、四六一	五〇〇	一二、三四七	二三六、三〇八
同	二二	一五、一五五	九二〇	一九、三九〇	三三〇	二二二、四六一	五〇〇	一三、三四七	二六三、三〇八
同	二四	一七、七六四	一、〇六五	一九、三九〇	三三〇	二二二、四六一	五〇〇	一三、三四七	二六三、三〇八

同	六	二五〇、四八六	一五、〇二九	二六六、〇五〇	八四〇	七三、九〇九	五〇〇	四三、三七四	七六六、七八三
同	六	二八一、九七五	一六、九一八	二九九、三九三	八六〇	八二、七八九	五〇〇	四八、七六七	八六二、〇五六
同	七	三二七、三五六	一九、〇四一	三三六、八九七	八八〇	九一、七七九	五〇〇	五四、八二六	九六九、一〇五
同	七	三五七、一一〇	二一、四二六	三七九、〇三六	九〇〇	一、〇二七、二五一	五〇〇	六一、六三五	一、〇八九、三八六
同	七	四〇一、七七八	二四、一〇六	四二六、三五四	九二〇	一一、五四、七四九	五〇〇	六九、二八四	一一二、四、五三三
同	七	四五二、九六七	二七、一八	四七九、五八五	九四〇	一二、九八、〇〇四	五〇〇	七七、八九〇	一二七、六、三八四
同	七	五〇八、三六〇	三〇、五一	五三九、三六一	九六〇	一、四五六、九六七	五〇〇	八七、五三八	一、五四七、〇〇五
同	八	五七一、七三二	三四、三三三	六〇六、五二五	九八〇	一、六三九、八二五	五〇〇	九八、三八九	一、七三六、七一四
同	八	六四二、九一六	三八、五七四	六八一、九九〇	一〇〇〇	一、八四三、〇三六	五〇〇	一一〇、五九二	一、九五四、一一八

右の如く年々利殖し百年に至りて金百九拾五万四千百拾八圓の巨額となる其翌年よりは利子金拾壹万七千貳百四拾壹圓を村の歳入に編入し残額は村内の公共事業費に充つる豫定なり是本村百年計畫事業にして最も確實なる村有財産蓄積方法なりと信す斯くの如く決行を見たるは實に本村の幸福なり

●大野村中央部耕地整理成績 附同作業組合規約 (佐伯郡)

一、面積

地目	整理前	整理後	比較増減
田	二四、三三六	二五、五七増	一一、二一九

雑種地	11	11	510	1
雑計	124,409	126,118	1,709	

二六四

備考 豫定増歩地は二反四畝二十九歩なるも支道を十分に設置せしに付一反七畝二十歩の減少となれり

地價額は整理前後に於て増減なきは勿論なれども面積増加の爲め一反歩に對し六十錢七厘強を減したる割合なり

二、筆數

地目	整理前	整理後	比較増減
畑田	166	161	減
雑種地	1	3	増

三、生産力 (收穫米反當額)

種類	整理前	整理後	比較増減
水田	1,000	1,200	増
乾田	1,400	1,500	増
平均	1,100	1,200	増

水田	1,000	1,200	増
乾田	1,400	1,500	増
平均	1,100	1,200	増

備考 整理後全反別十二町五反五畝十七歩に積算すれば正に百七十五石七斗七升九合強毎年增收となる之れを一石拾貳圓と換算すれば貳千貳百九圓參拾四錢九厘の利益を獲得せり但本表の外麥作及綠肥料の增收あるも之れを畧す

四、土地の價格 (一反歩當り)

地目	整理前價格	整理後
田	110,000	120,000

五、整理費豫算及實支出

科	目	豫算額	實支出	科	目	豫算額	實支出
道路築立費	溝渠掘上費	16,480	14,740	畦畔溝岸築立費	悪水溝改修費	79,569	53,387
		90,335	86,761				110,145

二六五

舊道取崩 舊溝立 舊畦畔取崩費	八七、五二九	七、三三三	水	一、五九五	一、三九〇
地盤切均表土取扱費	八五四、八九六	六九、四二一	暗渠	一、四九八、六三三	一、三七一、一八二
樋管設置費	一九、二〇八	一八、九三五	雜	九七四、四五〇	七七四、二九九
暗渠設置費	四二、三〇八	三三、八八四	備	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
石垣工事費	一五、八九二	一四、二二〇	計	四、六五八、〇三〇	三、七二八、二八三

備考 雜費より多額の支出をなせしは借入金利子を支出せしに由る

◎實 收 入

- 一金參百圓 縣費より補助
 - 一金八拾圓 村費より補助
 - 一金百五圓貳拾貳錢 補償金徵收
 - 一金五百四圓五拾五錢參厘 増歩地賣却代金
 - 一金參千四圓七拾八錢 賦課徵收
 - 一金拾圓八拾五錢 不用品拂代
 - 一金貳拾六圓五拾九錢 雜收入(寄付金其他)
- 計四千參拾壹圓九拾九錢參厘

◎實 支 出

- 一金參千七百貳拾八圓貳拾八錢參厘 整理地作業組合へ引繼金
- 差引金參百參圓七拾壹錢

◎大野村中部耕地整理地作業組合同規約

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ耕地整理地ノ管理及農事ノ改良發達ヲ謀リ耕地整理事業ノ利益ヲ永久ニ保持スルヲ目的トス
 - 第二條 本組合ハ大野村中央部耕地整理地管理組合ト稱ス
 - 第三條 本組合ノ事務所ハ大野村五百二十三番屋敷ニ置ク
 - 第四條 本組合ハ耕地整理區内ノ地主及小作者ヲ以テ組織ス
- 第二章 組合ノ機關
- 第五條 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク
 - 組合長一名 幹事一名 委員若干名
 - 第六條 組合長及幹事委員ノ任期ハ四ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス
 - 補缺選舉ニ依リ就任シタル組合長又ハ幹事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第七條 組合長及委員ハ組合總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉シ幹事ハ組合長之レヲ任命ス

第八條 組合長ハ組合一切ノ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

幹事ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ組合ノ事務ヲ處理ス委員ハ組合長ヲ補佐シ組合事務執行ノ議ニ與ル

第九條 組合長及幹事委員ハ無給トス

第十條 本組合ノ會合ハ通常及臨時總會委員ノ三種トス

通常會ハ毎年一月一回之レヲ開ク

臨時總會ハ組合長カ必要ト認メタルトキ若シクハ組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其召集ノ事由ヲ

示シテ請求シタルトキハ之レヲ開ク

委員會ハ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ隨時之レヲ開ク

第十一條 總會ハ組合總員ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第十二條 總會委員會ノ議長ハ組合長之レニ當ル組合長事故アルトキハ委員中ノ年長者之レニ代ルモノトス

第十三條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之レヲ定ム

第十四條 通常及臨時總會ハ左ノ事項ヲ議決スルモノトス

- 一 組合事業ノ經營
- 二 組合事業執行ニ關スル方法
- 三 組合經費ノ豫算及經費徵收ニ關スル方法
- 四 其他必要ナル事項

委員會ハ總會カ委任シタル事項及組合長ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ議決スルモノトス

第三章 整理地管理

第十五條 整理地ノ内別紙圖面赤茶色ノ畦畔ハ將來通行ノ便利ヲ圖ル爲メ共用農道ニ兼用シ永久保存スルモノトス

第十六條 整理地ノ内別紙圖面草色ノ水路ハ將來灌排水ノ利便ヲ計ルタメ共用水路トシ永久保存スルモノトス

第十七條 前二條ニ揚ケタル營造物ハ組合會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ變更又ハ廢止スルコトヲ得ス

第十八條 整理道路ノ修繕溝渠ノ淺深ハ毎年一回以上期日ヲ定メテ同時ニ施行スルモノトス其期日ハ組合長ヨリ通知スヘシ

第十九條 樋管及大小水閘ハ組合長ノ承諾ヲ經ルニアラサレハ伏替及灌排水ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

第二十條 整理地ノ道路溝渠及樋管水 等ニ異變ヲ生シタルトキハ發見シタルモノ直ニ組合長ニ報告スルモノトス

第二十一條 畦畔及溝畔ニ崩壞ヲ生シタル時ハ其所有主ハ直ニ隣地主立會ノ上修繕ヲナスモノトス又整理地ノ川堤防破壞又ハ修繕等ノ節ハ一日ハ小作人地主共出崩ヲナシ其他ノ費金ハ本組合ノ負擔トス

第二十二條 干魃ニ際シ用水不足ヲ生スル時ハ組合長ハ各自ノ灌漑ヲ停止シ直ニ若干ノ水利夫ヲ使用シテ

各田ノ供給ヲ均一ニスルモノトス

第二十三條 溝岸堤塘ニハ如何ナル事由アルモ一切樹木ヲ植栽スルヲ得サルモノトス

第四章 作 業

第二十四條 本組合ハ農事改良ノ實ヲ舉ケンカタメ左ノ各項ヲ履行ス

一 米麥種類ノ選擇及其種子鹽水選ヲ共同實行スルコト

二 區域ヲ限定シ共同苗代ヲ實行スルコト

本項區域外ニ於テ苗代ヲ設置セント欲スルモノハ必ス組合長ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

三 苗代時期ニ於テ害虫驅除ヲ怠ラサルコト

四 稻正條植ヲ實行スルコト

第二十五條 前條ノ各項ヲ履行スルニ必要ナル細則及方法ハ總會又ハ委員會ニ於テ之レヲ定ム

第五章 雜 則

第二十六條 組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トス

第六章 違約處分

第二十七條 組合員ニシテ組合同規約第三章ノ規定ニ反シタル行爲アルトキハ事ノ經重ニ依リ違約金ヲ徵收スルモノトス其額ハ五拾錢以上五圓以下トノ委員會ニ於テ之レヲ定ム

第二十八條 違約金ハ組合ノ積金トス其保管及支出方法ハ組合會ノ決議ニ依ルモノトス

第二十九條 本組合同規約ニ加盟シタルモノハ將來家督相續等ノ爲メ家名ニ異動ヲ生シタルトキハ其繼襲者

ニ於テ本組合同規約ヲ履行スルノ義務アルモノトス

附 則

第三十條 本規約ハ明治四十一年四月一日ヨリ實施ス

第三十一條 本規約ハ二通ヲ作製シ其一通ハ組合長之ヲ保管シ他ノ一通ハ本村役場ニ保管方依托スルモノトス

右條項確守スル爲メ茲ニ署名捺印シ置クモノナリ

(署名及別紙削略)

●郡設摸範林計劃說明書 (雙三郡)

◎支出之部

一、買入土地代

所在地	反	別	一反步當代金	代	金
君田村茂田	八十二町步	七拾壹錢弱	五百八拾圓		

作木村下作木	五十八町歩	貳圓	千六百拾圓
未定	六十町歩	ノ見込	參千圓
計	二百町歩		四千七百拾圓

二七二

皆伐期迄七十ヶ年間年利六歩重利額 元利合計貳拾八万〇〇貳拾貳圓
 二、新植及手入費

費目	金額	摘要
地拵費	貳千圓	平均一反歩に付一日金四拾錢の人夫二人半二百町歩に付五千人の見込
苗木代	五千四百圓	一反歩平均四百五十本植とし二百町歩に付杉檜計九拾万本代金運賃共一本金六厘
新植費	千八百圓	一日金四拾錢の人夫一人に付平均二百本植とし四千五百人の見込
補植費	千八百四拾圓	地拵苗木代新植の約二割の見込
手入刈拂費	四千圓	平均一反歩に付一日金四拾錢の人夫一人とし一回二千五百回の見込にて一万人
蔓伐拂費	六百圓	全面積に對し約半部蔓發生するものとし一町歩に對し一日金四拾錢の人夫一人半一回百五十人十回分
雜費	參百參拾圓	雪倒引起材料人夫賃器具器械費實測費標柱費等を見込
計	壹万五千九百七拾圓	

明治三十七年度苗圃設置の始めより大正十年度手入刈拂を終る迄事業費の計如斯廉なりと云ふを得ざるも確實に遂行し得へき見込額なり皆伐期迄七十ヶ年間年利六歩重利 元利合計九拾四万參千四百五拾圓
 三、除伐費

- 一、金四百圓 植付後第十年目迄に約壹回壹町歩五人にて壹千人壹人金四拾錢の見込
 皆伐期迄六十ヶ年年利六歩の重利 元利合計壹万參千九拾五圓
 - 二、金四百圓 植付後第二十年目迄に約壹回壹町歩五人にて壹千人壹人金四拾錢の見込
 皆伐期迄五十ヶ年年利六歩重利 元利合計七千參百六拾八圓
- 合計金貳万〇五百六拾參圓

- 四、枝打費
- 一、金八百圓 第十二年目迄に壹回壹町歩拾人にて貳千人壹人金四拾錢の見込
 皆伐期迄五十八年年利六歩重利 元利合計貳万參千四百八拾七圓
- 二、金八百圓 第十七年目迄に壹回壹町歩拾人にて貳千人壹人金四拾錢の見込
 皆伐期迄五十三年年利六歩重利 元利合計壹万七千五百五拾壹圓
- 三、金八百圓 第二十五年目迄に壹回壹町歩拾人にて貳千人壹人金四拾錢の見込
 皆伐期迄四十五年年利六歩重利 元利合計壹万壹千拾貳圓

二七三

合計金五万貳千五拾圓
五、技術員費

金七千八百圓 明治三十七年度苗圃設置の始より大正五年度新植を終る迄十三ケ年間技術員俸給及旅費一ケ年平均金六百圓宛とし皆伐期迄七十ケ年間年利六歩重利 元利合計四拾六万七百九拾五圓
六、監守費

金拾万壹千八百六拾圓 之れは植付後七十ケ年目迄毎年金百圓宛を支出するものとして年利六歩重利元利合計累加額

支出合計

元金參万八千七百拾圓

元利合計百八拾五万八千七百四拾圓

◎收入之部

一、間伐收入 (甲)

年 度	現 在 木 數		間 伐 木 數		間 伐 材 積		一石の單價總 價
	一町步當	總木數	一町步當	間伐材	一本當	總材積	
二十年目	二,五〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇	100,000	〇,六六二	六六,二〇〇	〇,1100
二十五年目	11,000	400,000	400	20,000	1,〇六七	八五,三六〇	〇,4000
							34,1400

三十年目	1,600	310,000	150	30,000	1,四七一	四四,一三〇	1,000
三十五年目	1,450	290,000	150	30,000	1,八三一	五四,九三〇	1,500
四十年目	1,300	260,000	150	30,000	二,一九一	六五,七三〇	2,000
五十年目	1,150	230,000	150	30,000	二,七八四	八三,五二〇	3,000
六十年目	1,000	210,000	150	30,000	三,二六五	九七,九五〇	3,000
計	八五〇			330,000		四九七,八二〇	八四九,七七九

一、間伐收入 (乙)

收入年度	收入金額	年利六歩重利年數	元利合計	收入年度	收入金額	年利六歩重利年數	元利合計
二十年目	13,240	五十年	243,863	二十年目	131,460	二十年	755,040
二十五年目	34,140	四十五年	469,962	三十年目	250,560	二十年	803,570
三十年目	44,130	四十年	453,912	三十五年目	293,850	十年	526,237
三十五年目	82,395	三十五年	632,296	計	849,779		3,885,910

二、皆伐收入

皆伐年度	現 在 木 數	皆 伐 材 積	一石の單價總 價
七十年目	八五〇	170,000	3,659
		3,659	六二二,〇三〇
			三,〇〇〇
			1,866,090

收入合計

二七六

伐採収入 貳百七拾壹万五千八百六拾九圓
元利合計 五百七拾五万貳千圓

◎收支差引

差引純益 參百八拾九万參千貳百六拾圓

同 土地 貳百町歩

備考

模範林の土質は中等にして植栽疎密度は中庸一反歩平均四百五十本植二百町歩に對し杉檜約相半する
混淆林にして九十万本とし内三割餘は手入除伐一割餘は風雪虫獸害等にて無代減損するものとす即ち
四十万本を減し殘五十万本を生育本數とす一町歩一年の平均収入は約四百拾壹圓弱にして其純益は貳
百七拾八圓餘なり

貳百町歩の内土地購入濟大正三年十月現在百四十町歩大正二年度迄新植濟のもの百二町歩杉三十一万
本檜十六万五千本なり大正三年度に於て大正三年秋より大正四年春迄に約三十町歩杉檜十三万五千本
を新植す

殘餘は大正五年度未迄に土地購入新植共全部完結の見込なり

◎主要物産沿革及産額 (廣島市)

一、廣島名産一國齊漆器 初代一國齊通稱中村市郎右衛門は尾州の人にして金城一國齊と號す尾州公の
鍍塗師たり嗣子一作斯業研究の爲め尾州公に請ふて暇を賜り諸國を遊歴し遂に長崎に至り一外人に就き
て堆朱堆墨の法を得後安藝國に來り居を江波村に卜し専ら該製作に力を注ぎ居れり一作不幸にして嗣子
なく三代目襲名は弟子若しくは他人に譲らざるへからず頗る心神を勞せしに偶々隣家に兼太郎なるもの
あり幼にして繪畫に巧に土偶を能す一作其才を歎ひ懇望して之れを弟子となし備さに斯業の秘法を授く
既にして同人亦稍斯業に熟達せるを見るや師弟相携へて長崎新潟乃至鎌倉等を歴遊して特に研鑽を重ね
兼太郎技大に進む此に於て二代目一作は自ら一國齊の名を同人に譲り而かも山口縣岩國町に於て一夕分
袂遂に其の行く所を知らずと云ふ茲に於て三代目一國齊は天保年間故郷廣島に歸り開業せざるを得ざる
の已むなきに至れり然るに當時美術工藝不振の極に陥り敢て發展の餘地なく徒らに時節の到來を期した
りしに恰も好し明治五六年の交に至り廣島鎮臺司令官黒澤少將の賞鑑に遇ひ稍々世に知らるゝに至れり
而して明治九年京都に博覽會開設せらるゝや果然優賞を得爾來名聲頓に加はる既にして明治二十六
年に至り現今の龜吉四代目一國齊の襲名をなせるものたり而して更に白漆紫漆の製法を發明し技亦
大に進む乃ち小松宮殿下には同人に對して親しく日紫明山の額字を賜はる乃ち紫明と號し頻に丹青

二七七

を凝らす既にして日清戦役の際宮内省より硯臺巻煙草入調製の御用を蒙るの光榮に接するに至れるを
見る其他第二回内國勸業博覽會及京都共進會開會の際は孰れも皆宮内省御買上の榮譽を荷ひ且つ明治四
十三年特別大演習の際には岡山に於て巻煙草入の御買上ありたる等數度宮内省より御買上の盛譽を博し
其他貴顯籍紳より依頼し來るもの頗る夥しく遂に我か廣島塗漆器一國齊の名聲を天下に發揚するに至れ
るなり

二、家具其他の漆器

現今本市に於ける漆器製造業者は正に二十三戸を有す而して今其沿革を見るに清
和源氏武田大膳太夫信賢六代の嫡孫武田九郎信朝文祿二年五月三日佐東郡(今の安佐郡)館山より當地に
來り居を鹽町に卜し九右衛門と改め所謂塗師細工を職とし爾來三代に至るまで同職を繼承せりとなり後
元和五年に至り現に西九軒町に居住する福井幾次郎の祖先助七及岡塗師屋權右衛門兩人は淺野公入城の
際紀州より隨從し來り専ら淺野家の漆器御用を勤め現に饒津神社に保存せらる、神輿の如きは同助七の
製作せしものなりと云ふ爾來斯業漸次隆盛を見ざるにあらずと雖も而かも其製品は多く世に知られず其
明治十四五年頃までは單に市内の需要を充たすに止まりしも彼の特技を有する一國齊漆器の世に知ら
る、や普通漆器亦頗に其名を博するに至り斯業愈隆昌を來せり然るに明治四十年の交に至るや彼の價額
の競争に伴ひ勢ひ粗製濫造の弊に陥り遂に名聲を失ひ頗に其産額を減少せり此に於て同業者大に自覺し
爰に組合を設け協心戮力し敢て回復を期し以て現今の盛況を見るに至れり

最近三ヶ年の生産額

明治四十三年
八〇、一七六^円

明治四十四年

八〇、九七二^円

明治四十五年
大正元年

七九、七〇六^円

◎履物

本製造業の起源は甚た古くして其本市に於ける創始者は何人なるやを詳にせず而して舊藩時代は主に雪駄
及重ね草履なるもの流行せるも明治維新後は時に各種新規なるものあり殊に明治二十年頃よりは麻裏草履
流行を見るに至り其後空氣雪駄(護謨底)流行し又三十九年頃より敷島表流行を見るに至れり斯くて産額は
年次増加し販路も亦擴張して殊に本市製品は麻裏草履の如きは製品の佳良と價額の低廉とを以て全國中實
に第二位を占むるを見る而して本製品の前途益々有望にして現に海外へ輸出する數亦實に尠少ならざるな
り

最近三ヶ年の生産額

明治四十三年
五九〇、六六八^円

明治四十四年

三九八、八〇〇^円

明治四十五年
大正元年

七一四、〇〇〇^円

◎傘

本製品は本市に於ける重要産物の一なり今其の起源を尋ぬるに舊藩主淺野公紀州より封を當地に移さる、

や紀伊國若山本町より當地に來れる御傘屋庄右衛門及市郎右衛門なる者御傘の御用を勤め代々藩の用命を蒙り居れり之れ即ち當地製傘業の始祖たり而して其後寛政の頃までは微々として振はす空しく二百餘年を経過し遂に天保年間に至り時の藩主大に之れを奨励し盛に其製品を買ひ取り以て之れを江戸に廻送し大に好評を博し爾來頻りに盛大に赴く其の製作者も亦七十餘戸に増加せることあるを見る尙舊藩時代は足輕等食祿の十分ならずりしもの内職として傘骨削をなし居りしを以て其工賃の如きは頗る低廉なるに比し其製品は極めて佳良なりしとなり降て慶應年間に至りては着色其他に改良を加へ更に大に販路を擴張せり而して當時産物改所なるものを設け益々指導奨励し來りしも時なる哉明治維新の際遂に又之れを廢止するの止むなきに至れりと雖も爾來隆盛の域に進み明治十四五年の交には同業者約五百戸の多きに至れるを見る然るに明治二十年頃に至るや製品概ね粗惡に流れ加ふるに同業者全國各地に競ひ起り爲に販路は日に月に縮少の悲運に陥る此に於て同業者相謀り茲に一大組合を組織し嚴に粗製の弊を矯め聊か以て輸入の品を防遏するのみならず更に大に輸出の途を講し以て大に廣島傘の名聲を發揚せるを見る即ち之れか職工の技量の如きは優に他府縣に秀てたるを以て彼の有名なる岐阜及愛媛縣の如きも既に本市より職工を傭聘して之れか指導を受け以て今日の盛大を來せるものなりと云ふ

最近三ヶ年生産額

明治四十三年

明治四十四年

明治四十五年
大正元年

九九、四六八^円

一四六、一八二^円

二四八、九〇〇^円

◎縫針

本製品は本市特産品の一にして之れか元祖とも稱すへきは本市中島新町朝見國造の祖先針元屋初五郎なるもの寛永元年長崎に遊び斯業習得の上歸來切りに製造せしを以て嚆矢とす爾後幾星霜を経て製針家漸次増加し殊に維新以來更に販路を擴張し東京都大阪地方を主とし遂に全國に涉れり而かも名聲頻りに加はれるの時頗る盛況を來せり然るに明治二十年以降所謂のりけん針の輸入を見るに至るや斯業遂かに衰運を來せるも更に尖頭器械を案出して多額の産出を計り且技工に改良を加へたるを以て茲に倍舊信用を博し現に一ヶ年約拾六万八千圓の産額を見るに至れり而して是皆一に手工的製造なりしも明治四十年より頻りに製針機を使用するもの續出し爾來急速の發展を見るに至れり

最近三ヶ年間の生産額

明治四十三年

明治四十四年

明治四十五年
大正元年

五〇、七一八^円

一六八、〇〇〇^円

一六八、〇二一^円

◎燐寸

本市に於ける燐寸製造業の鼻祖とも稱すへきは本市細工町高坂萬兵衛なりとす同氏は明治初年の頃より西洋品輸入漸次増加し來れるを憂ひ就中燐寸は必須の日用品なれば之れか製造の如きは一面輸入を防止する

と同時に又他の一面に於ては實に一大利益たらずんばあらずと思惟し奮然之れか製造志し或は藥物書を繙き或は實驗に徴し稍々製法の端緒を得しより遂に三名の同志を得茲に組合組織を以て快燈社を起し工場を市内船入村に設け愈本製造業を開始せり是れ實に明治十三年の事たり當時同人は年齒漸く年少加ふるに業亦極めて有望なりしに後數年にして資金缺乏其他事情の爲め遂に解散の止むなきに至れり然りと雖同人志彌堅く再興の念愈々禁し難きも如何せん今や親戚知人には輕疎せられ事志と違ふもの比々皆然り是を以て佐伯郡吉和村に到り一時燐寸軸木製造所を開始し些少の利益を得たり乃ち明治二十九年二月獨力を以て本市段原村に樂全堂と稱する一大工場を起し愈々斯業を再興し一に硫黃燐寸の製造に従事し以て今日に迫るものなり而して之れか販路の如きは主として印度地方に輸出するものなるも今や大に發展して更に歐洲産と比肩するの名稱を博せるを見る同氏に亞き市内三川町に合資廣島油明會社同觀音村に廣島觀榮合資會社なるもの踵て起る是れ亦各自工場を設け目下盛に業を營み年次其産額を増加せるを見るに至れるなり

最近三ヶ年の生産額

明治四十三年

明治四十四年

明治四十五年

一、二二九、六九二円

一、八四、三〇九円

一、三三五、八三二円

◎蚊帳

本製品は本市特有物産の一なり今其起源を尋ぬるに一に記録の徴すへきなく寔に索漠の感に堪すと雖今又

之れを古老の言に徴するに抑慶應の初年本市平田屋町古着商大平佐太郎なる者商用を帯び彼の麻苧の産地として有名なる安佐及高田郡地方に旅行せしに偶々農家の副業として蚊帳素地を機織せるを見るに數疋を購ひ歸る然るに當時未だ之れか裁逢をなす者なし乃ち古蚊帳を分解して漸く其法を自得し漸く販賣せるを以て嚆矢とす爾來本市の蚊帳は古着商の兼業として地質を安佐郡及高田郡に仰き僅かに其製造に従事し漸く市内の需要を充たすに過ぎず即其産額の如きも年々僅かに百張内外に過ぎざりしか明治四年の春豊後の蚊帳行商人篠田某偶々嚴島參詣の途次當地に來り始めて本市に蚊帳の産出するを知り直に數十張を購ひ歸る是れ廣島蚊帳を他國に輸出せし創とす然るに當時染色の法未だ其宜きを得ず加ふるに其の仕上の如き是亦粗茶にして賣品としては素より其の當を得ずと雖而かも地質の堅牢と價額の低廉とは遂に翌年篠田某をして五六の同業者を誘ひ來り此に數百張を購入せしむるの盛況を來せり茲に於て翌五年の交市内十日市町西廣幸三郎外二三の蚊帳專業者を見るに至り爾後益々改良に努め越えて七年綿織蚊帳の製造を創め翌年又麻綿交織のものを發明して共に世上の好評を博す其販路の如きも山口島根岡山の諸縣及四國九州地方へ盛に輸出するに至れり其後明治十四年に至り三宅關平斯業を開始し亞て他に同業者七名を増加せしを以て端なく價額の競争起り延て粗製濫造の弊に陥り遂に廢業の止むなきに至るもの輩出するに至れり而して明治二十三年の交に至るや三宅西廣今村の三人共に相謀り一に改善を圖り其同三十五年の交右三人共同して愈々金貳萬圓の資本を投し關戸蚊帳會社を起し其の原料の如きも北海道紡績會社と特約し其他大に染色及

丈尺に改良を施し且つ頗る堅實に經營せり降て明治四十四年二月更に資本金を増加して金貳拾八万圓とし同時に朝日蚊帳株式會社と改稱し今や一手に之れか製造をなし大に斯業の發展を圖り以て現今の盛況を見るに至れるなり

最近三ヶ年の生産額

明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年
二二六、八〇〇 ^円	二二〇、一七二 ^円	二二〇、一七二 ^円

◎牡蠣

牡蠣も亦本市特産物にして往古より盛に之れか養殖に努め來れるを見る今舊記の一節に據るも市内江波村に(往古名原島と稱せり)關して天平年間(今より千八百八十五年前)貞親君(公郷ならんか)同島に來れり時に住民大に喜び同島沖に於て採收せる牡蠣を献せりとあり又永正年間(四百十一年前)天下饑饉に際し鳥民牡蠣及貝類を食料とし飢を凌ぐとあるを見る依之觀之は廣島牡蠣の採收は少くとも今より一千餘年前の事に屬するや論なきなり而して今や廣島牡蠣の名聲は年と與に加はり來りて廣島名産として全國に洽し蓋し其の此に至りし所以のものは古來同島より牡蠣船と稱し盛に下關及大阪地方の河岸に到りて盛に種々の料理をなし以て世の嗜好に投したるを以てなり然り而して江波沖は潮流の關係上特に養殖地に適し隨て其養育せる牡蠣の如きも肉肥且つ極めて緊結せるを以て管に味の美なるのみならず其貯藏の如きも特に久しき

に耐ゆるを以て現に年々大阪下關地方は勿論他地方に輸送して常に名聲を博す就中今や販路頻りに擴大し來りて頻りに朝鮮滿州米國等に輸出するの盛況を呈せり殊に亦近時乾蠣を製し支那地方に輸出する者多きを見るに至れり

◎落合村木履沿革及生産状態調査 (安佐郡)

一、事業の沿革 本村木履製造の起源は甚だ遠くして其創始は何時にて何人なるやを詳にする能はずと雖とも享保四亥年の船株に關する舊記に依て見るに御年貢米積下し其他下駄雜類積下し云々と記録しあるを觀れば今を去る百九十一年前已に本村に於て製造しつゝありしことを推知することを得へし其後文化年間に於て天野屋多七なるもの山方御場所の差許を得て僅に木履の齒板を隔日に賣下を爲すに至り原料を得るの便を得たり夫れより年々隆盛に趣き(當時用材板類等は凡て藩主の經營に係り人民に於て安りに製材賣買するを許されず木履用材の如き長さ八寸位のものも皆藩營餘材の拂下を得て製造せりと云ふ)後文政二年當時の庄屋中屋權右衛門の時代同村所定の年貢米の外奥山岡高米百拾壹石餘且つ延寶元辰年より古荒川成高米百拾石餘增高負擔となり人民の困難一方ならざるを以て木履原料桐材を本藩内に於て自由に購入するの特許を得んことを出願せしに遂に許可せられ八枚の桐鑑札を下付せらるゝと同時に本藩内に於て私に木履の荒木取をなしたるものは差押の上假處分をなし其由を官に上申するの特權を

も興へられたるを以て爾來は自由に原料を購入するの利便を得たるを以て益々盛に製造するに至りたるも尙販路は廣島市及其附近なるを以て需給の度を失ふに至れり然るに天保初年より漸く販路を擴張し備中伯耆伊豫長門等の地方に出賣を爲す職工もあり又山口屋文右衛門及米田屋藤兵衛等の如きは上の關下の關平戸地方に賣出し續て大坂に積出し販賣するに至り益々隆盛に趣きたるを以て天保初年には桐鑑札五枚の増下を許可せらるゝに至り愈々斯業の發展を爲しつゝ明治維新となれり（因に製造品積下に就ては文化年間御場所設置以來其附近に記帳場を設けられ毎日積下の際庄屋出張其員數を記帳し廣島市白島運上場に於て検査を受け毎年木履千足に付三々の割合にて運上を納むる掟にて維新當時まで繼續せられたり）維新後用材禁伐の令を廢せられ材料を得るに一層の便を得桐材の如きは九州島根山口岡山新潟地方より購入し雜木材は石州及縣下山縣佐伯雙三地方より購入し製造益々隆盛にして販路も廣島市は勿論四國九州大坂其他近縣各地方に輸出するに至れり此時に當り漸く粗製濫造の弊風を生じたるを以て明治十九年本縣合同業組合準則に依り落合村深川村口田村八木村を區別し其筋の認可を経て木履業組合を組織し之れか矯弊に努めたるも役員其人を得ざりし爲め二三年間實行したるも遂に組合は有名無實の狀態となりて解散するに至れり爾來は各個任意に製造せるを以て粗製濫造も矯むる能はざるのみならず競争の風さへ加はり斯業の發展を阻害せる様憂慮に堪へざるを以て同志相謀り明治三十六年四月重要物産同業組合法に依り安佐郡一圓と廣島市を一區域とし組合組織の義發起申請したるも認可せられざるを以

て此舉も中止するの已むなきに至りたるも弊風尙止まず前途頗る憂ふべきものあるを以て明治四十一年八月本縣合同業組合準則に基き廣島川上木履製造業組合を組織し營業の弊風を矯正し製品を改良し販路を擴張し并に職工の技術を奨励する事とし其筋の認可を得て今日に至れり然して本組合組織後は毎年一回品評會を開催し一方職工奨励法をも設けたるを以て製品は年々改良せられつゝあり

二、職工。職工は木履の用材即ち荒木取をなすものと製成即ち木履に仕上くるものとの二種に別れ荒木職工は各地を跋渉して製材に従事するもの其數九十八人仕上職工は始終居村仕上に従事するもの其數二百三十八人なり

三、生産額。最近五ヶ年間の生産額左の通り

年 別 度	數	量	價	額
明治四十二年度	百四十四万二千足		十七万三千四拾圓	
同 四十三年度	百四十三万四千足		十六万九千百拾參圓	
同 四十四年度	百四十一万足		十五万四千圓	
大 正 元 年 度	百四十三万足		十六万八千七百四拾圓	
同 二 年 度	百三十八万足		十六万六千圓	

●美古登村蠶業獎勵發達事績 (比婆郡)

- 一、沿革 明治十五年春甫めて福山百々三郎氏の製造に係る青熟種を購ひ野桑を以て試育せしもの輩出したるに始り爾來漸く僅に養蠶の端緒を開きたりと雖も素より栽培せる桑園あるにあらず唯山野自然生の野桑を以て専ら飼料となすのみ斯くて明治十九年清國魯桑赤木(一名金子)の二種類を輸し有志者に頒ちたるを桑樹栽培の嚆矢とし爾來着々培桑の獎勵に努め農家も亦養蠶に志し追々桑園を開くに至れり降て明治三十五年縣に稚蠶共同飼育補助規程を定められたれば其翌三十六年度に於て初めて稚蠶共同飼育を經營し高山社より教師を聘し更に三十八三十九四十年に涉り同一の教師を繼續招聘し村内の飼育法を統一的に修めしめてより頗る好況を呈し漸次發展するに至れり
- 二、桑園増殖獎勵 明治三十七年以前に於ては栽桑の必要を説き或は桑苗購入の紹介をなす等力を専ら勸誘に施したりしが明治三十八年戰捷記念事業として喬木の桑樹を植付くることに決し但馬産仲磨木を購入し各戸に配付植栽せしむ現今村内農家の庭前には必ず數採の高刈桑樹を見るは則ち之れなり又明治三十九年度に於て大に桑園の増殖を企圖し村費一千二十餘圓を投して桑苗を購ひ之れを配付し四十年以後は縣費の補助を得て漸次増殖を計れり
- 三、生産繭販賣の機關 明治二十七年までは産額僅少隨て産繭販賣の方法なかりしか明治二十八年甫めて繭共同販賣を創めてより以來年々順調に發達し依然繼續せり現今にては産繭集散の都合に因り共同販賣の地區を便宜四區に分ち其の一を美古登産業組合其の二を八島同志會其の三を熊野蠶業組合其の四を西美蠶業組合とす顧客は從來山口島根鳥取岡山の各縣及縣下の製絲業者繭商人なりしか輒近愛知長野兩縣下(信州岡谷片倉組小口組山十組尾澤組等)製絲家陸續として來り購ふに至れり
- 四、乾繭の設備 明治三十八九年以前は各自の手に於て殺蛹し來りしか明治四十年縣の補助を得て大字中野に河村式三石容乾繭場を四十一年大字熊野に同式三石容を又四十二年西城町と聯合して同式六石容を大字大佐に四十四年東京株式十石容を大字中野に建設せり之れ等各々生産者の使用に供するのみならず一般生繭取扱者にも提供し自他の便を圖れり
- 五、蠶病消毒の勵行 明治三十五年以前は蠶病消毒として見るべきものなかりしか稚蠶共同飼育を行ふに伴ひ消毒の實行に勉め三十五年ムラトリ式噴霧器を使用しフオルマリン消毒を試み其の効果の見るべきものあるを覺り爾來氣熱消毒と併て盛に之れを勵行し違蠶の憂なきに至れり
- 六、霜害の豫防 美古登村は春季氣候寒冷にして常に晩霜の爲め桑芽を害せられ養蠶家の蒙る打撃極めて大なり依て明治四十年以來農會に於て規約し農家(即ち會員)は毎春共同して八十八夜前後降霜の虞あるとき薰煙を行ひ以て霜家の豫防をなす當初は方法不完全實行不行届にして効果十分なる能はざりしかと輒近漸く完全に實行するに至り大に効果の見るべきものあるは寔に斯業の幸福ならずんはあらず其の

現今の狀勢に進みし所以のもの蓋又偶然にあらざるなり
七、美古登村田畑面積農家戸數と桑園及産繭額の比例

- 一 田畑面積 四百六拾五丁八反歩
- 二 農家戸數 五百八十戸
- 三 桑園面積 七拾貳丁歩
- 四 産 繭 九百九拾八石

即ち桑園の面積は田畑の一割五分強養蠶家數は農家戸數の三割五歩弱にして收繭額は桑園一反歩に對し壹石三斗八升六合なり

◎既往十ヶ年間桑園面積一覽

年次區別	桑園反別	見積反別	計	年次區別	桑園反別	見積反別	計
明治三十七年	二二九反	一	二二九反	同 四十二年	四四五反	100	六四五反
同 三十八年	二二九反	七四	三三三	同 四十三年	一	100	六四五反
同 三十九年	二六九	二四	四三三	同 四十四年	五〇五	100	七〇五
同 四十年	四〇九	一元	五三六	大正四十五年	五一五	100	七二五
同 四十一年	四一〇	二〇〇	六一〇	大正四十二年	五二〇	100	七二〇

◎既往十ヶ年間繭産額一覽

年次區別	春 蠶	夏 蠶	秋 蠶	計	養蠶家戸數	摘	要
明治三十七年	一四七	三三	二七	一七六	三二二		
同 三十八年	一八八	六	三七	二二一	二五五		
同 三十九年	二〇二	九	九七	三〇八	三八一		
同 四十年	三二五	一〇	一三八	四七三	四一六		
同 四十一年	三七五	一〇	二〇八	五九三	四六六		
同 四十二年	三九二	一〇	二二一	六一四	五〇五		
同 四十三年	三九二	二一	二二四	七四四	五四〇		
同 四十四年	三三三	七〇	二二〇	六二三	六四〇	霜害の爲め春蠶の産額減少	
大正四十五年	五五六	五〇	三二七	九二五	六五〇	霜害に依り減額	
大正四十二年	六〇七	八五	三〇六	九九八	六三六		

訓令第六號

●學校兒童一蛾養蠶 (高田郡)

備考 養蠶戸數は春夏秋三季の累計數なり

年次區別	春 蠶	夏 蠶	秋 蠶	計	養蠶家戸數	摘	要
明治三十七年	一四七	三三	二七	一七六	三二二		
同 三十八年	一八八	六	三七	二二一	二五五		
同 三十九年	二〇二	九	九七	三〇八	三八一		
同 四十年	三二五	一〇	一三八	四七三	四一六		
同 四十一年	三七五	一〇	二〇八	五九三	四六六		
同 四十二年	三九二	一〇	二二一	六一四	五〇五		
同 四十三年	三九二	二一	二二四	七四四	五四〇		
同 四十四年	三三三	七〇	二二〇	六二三	六四〇	霜害の爲め春蠶の産額減少	
大正四十五年	五五六	五〇	三二七	九二五	六五〇	霜害に依り減額	
大正四十二年	六〇七	八五	三〇六	九九八	六三六		

客年小學校兒童一坪農業を實施し今又茲に一蛾養蠶飼育要項を定む蓋し兩者は農村教育上緊要の施設なるへければ宜しく別紙要項の示す所を參酌し適當の方法を講じて濟美の効果を收むるに努むへし

町村役場 學校組合 農學校 小學校

大正二年二月廿一日

一 蛾養蠶飼育要項拔華

- 一、夏期休業中尋常五年以上の児童をして飼育せしむ
- 二、児童一人の飼育すへき蠶量は一蛾を以て常例とす
- 三、蠶種は郡費を以て購入配布す

高田郡長

二九二

◎大正三年飼育成績表

(秋蠶)

町村名	尋高	大正二年		大正三年	
		児童數	蛾數	児童數	蛾數
吉田	高田農	二五	七五	二〇	五九
丹比	吉田	五一	五七	四三	五九
可多	相合	一六	二四	二二	三三
高愛	多治比	三六	四〇	二七	五七
郷野	郷野	二〇	四一	三三	五七
劉野	劉野	二五	六五	三五	八四
根野	根野	二〇	三三	一六	二九
		五五	二〇	二五	六三
			四九六	五六	一八二
				二八〇	六、六六
				一、三三	一、三三
				三、九〇	四、一八
				二、二四	七、五九
				一、〇六七	四、七〇
				二、二七	二、二七
				二、四七	二、四七
				三、六六	三、六六
				五、一〇	五、一〇
				二、三、九五	二、三、九五
				一、六、四七	一、六、四七
				二、二、四	二、二、四
				一、〇、六七	一、〇、六七
				一、一、二	一、一、二
				六、一、二	六、一、二
				一、六、三九	一、六、三九
				三、二	三、二
				二、三	二、三
				三、三	三、三
				二、七	二、七
				二、二	二、二
				二、二	二、二
				一、四、五	一、四、五
				一、六、八	一、六、八
				七、〇	七、〇
				三、〇	三、〇
				三、〇	三、〇
				一、三、〇五	一、三、〇五
				三、九八	三、九八
				一、四、七三	一、四、七三
				四、八、二九	四、八、二九
				一、二、〇	一、二、〇
				六、〇	六、〇
				五、九六	五、九六
				二、〇	二、〇
				二、二	二、二
				二、二	二、二
				一、六、八	一、六、八
				一九〇	一九〇
				七、〇	七、〇
				一、〇六	一、〇六
				一、〇二	一、〇二
				一、五〇	一、五〇
				三、二〇	三、二〇
				一、七〇	一、七〇
				三、九〇	三、九〇
				一、四、四三	一、四、四三

町村名	尋高	児童數	蛾數	收繭價	大正二年	大正三年
横田	本村	二〇	二〇	一八四	七、三六	三、五
北本	北桑	三三	四八	二七七	一、二、四七	三、八
生北	生桑	三〇	三〇	一五〇	六、七、五	三、〇
川根	川根	五一	七〇	三、七四	一、六、八三	五、九
來原	來原	四	四	四五〇	二〇、二五	一、四、五
船佐	船佐	四	九七	六、二五	二五、〇〇	二、六
粟屋	粟屋	二〇	二〇	一六五	七、四三	二、二
粟屋	粟屋	一一	一一	八二	四、三八	一、五
粟屋	粟屋	二二	二二	一六五	七、四三	二、二
甲立	甲立	三三	三五	二、三〇	一、一、八一	二、六
浅塚	浅塚	二六	四六	三四〇	一、三、六〇	二、六
深瀬	深瀬	二六	二〇	一六三	七、三四	二、四
小島	小島	二六	二七	一八七	八、三四	三、四
坂戸	坂戸	二六	三六	三四〇	一、五、三〇	五、六
寺山	寺山	二六	三六	三四〇	一、五、三〇	三、九〇
						一、四、四三
						六、二九
						一、一、八四
						五、五五
						三、七八
						三、九三
						二、五九
						七、〇三
						六、二二
						二、〇、五
						二、二
						二、二
						一、六、八
						一九〇
						七、〇
						一、〇六
						一、〇二
						一、五〇
						三、二〇
						一、七〇
						三、九〇
						一、四、四三

二九三

坂有長井志市秋三通	坂有長井志市秋三	坂有長井志市秋三	坂有長井志市秋三	坂有長井志市秋三	坂有長井志市秋三	坂有長井志市秋三	坂有長井志市秋三
保田原	保田原	保田原	保田原	保田原	保田原	保田原	保田原
1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
23	23	23	23	23	23	23	23
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
53,060	53,060	53,060	53,060	53,060	53,060	53,060	53,060
7,110	7,110	7,110	7,110	7,110	7,110	7,110	7,110
1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093
1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627	1,627
6,751	6,751	6,751	6,751	6,751	6,751	6,751	6,751
2,498	2,498	2,498	2,498	2,498	2,498	2,498	2,498

◎西城町三極栽培 (比婆郡)

一、沿革 抑も我が西城町に三極の栽培を見るに至りたるは今を去る二十七年前即ち明治二十一年のことにして西城町大字平子松島準一鳥取縣倉吉在西小鹿村吉田惣十郎より種子を求め來りて苗を作り率先これか栽培をなし又苗を無代にて地民に配布し栽培をなさしめたる時代より始まり爾來未だ殖裁上の智

識の足らざると種々の事情の下に一盛一衰幾多の變遷を経來りしも漸次地方民の其の有益なることを認めたるによりて逐時盛況を呈し今や縣下の北部各郡に亘りて栽培せざるなく殊に我町の如きは地方其の比を見ざるの成績を見るに至れるなり

二、土質 三極は砂礫壤土にして良材の生育せざる荒廢地、葛蔓、アマダヒ等の雜木雜草の繁茂せる土地又は谷筋山間急斜の地にして他の作物を栽培する能はざる山腹七分以下の土地等にこれを栽培して好く生育するを見る

三、種子の採培及保存 種子は毎年六月二十日頃採收し砂と混して土中に埋藏す

四、播種 翌年八十八夜前後播種す

五、移植 苗は一年生にして極丈夫なるものを選び早春一尺七八寸乃至貳尺位の距離に移植す

六、手入れ 移植後は普通施肥することなし只夏季樹間の雜草を除くものとす但し苺り斃したる雜草は取除くことなく其儘放置して草肥となす

七、伐採期 大抵移植後三年毎に全部若くは間伐をなし之れを製苧するものとす

八、收穫 土地の良否に依り一定せされども壹反歩に付干皮九拾貫乃至百貳拾貫を以て通常とす

九、保存期間 株の保存年限は風土により一様ならされども概して十五年内外とす

十、販路 干苧或は白苧に製造して静岡岐阜山口等諸縣下の製紙場へ賣却す

十一、三極栽培の地方に及ぼす影響

- 1、山は大抵砂礫を含むこと多くして何等収入を得ざる雜木雜草を以て掩はれたるも三極を栽培するに至り雜木雜草は伐採せられ悉く三極を以て代へられ所謂三極山となるに至れり今や三極の主産地と呼はる、字平子の如きは到る所三極を見ることがなし所謂山林利用の功果に外ならず
- 2、農業閑散なる冬季に伐採するものなれば生産家は降雪前根柢をなし置き降雪後之れを蒸して製芋し仲買人に賣渡すを例とせり近來白芋製業者はれ地方の女工を集め生皮を與へ白芋を製造せしむるに至れり其の間伐採製芋製白等の如く夫々分業に歸し冬季農家の副業を勤むること盛にして一人の女工の収入工費貳拾圓乃至參拾圓を算するに至れり
- 3、三極栽培は近來農家の副業として春秋二季の養蠶と並ひ行はれ家産の餘裕を生ずるのみならず白芋を精製するに至りこれかため婦女子の執業者をも表はる、に至り従つて生産以外の工賃の収入をも算するに至れり恒産ある者は恒心ありとか地方の風儀改善に裨益する所亦多大なり
- 4、西城町を基點として漸次地方に發展せる三極は近來非常に産額を増加し本年隣村美古登村に株式製紙會社の設立を見るに至れるも地方原料の豊富なるに起因せずんばあるへからず

◎今明治四拾年以降の産額を擧ぐれば左の如し

年次	收穫	高價	格	年次	收穫	高價	格
明治四十年	四千貫	壹千四百圓		四四年	貳万貳千五百貫	四千九百五拾圓	
四一年	六千貫	壹千貳百圓		大正元年	參万五千五百貫	五千參百五拾圓	
四二年	壹万貳千貫	貳千五百圓		二年	參万四千五百貫	七千貳百四拾五圓	
四三年	壹万五千貫	參千五百圓					

十三、町是 本町は大部分農家なるを以て一は農家副業の奨励と一は本町産業奨励とに見て三極栽培を本町々是の一に加へ奨來これか改良を計り益々斯業の發展に資せんとす

◎酒造杜氏養成概況 (賀茂郡)

舊藩政時代より賀茂郡竹原町仁方町三津町地方に酒造杜氏として他地方に出稼するもの少からざりしか近時成績優良なる全國第一と稱せらる、所謂三津杜氏の沿革は日尙淺し本郡三津町故三浦仙三郎は清酒改良に貢献する所多かりしか尙杜氏養成に付きても殆んど獨力之れに當り従て貢献する所多し是を以て今日尙三津杜氏は之を尊崇するの念極めて深し即ち最初酒造研究會なるものを作り附近町村の杜氏助業者等を會員とし自己の酒造場内の研究所に出入して見學せしめ明治三十七年進んで講習會を開設し爾後年年開催せしか明治四十二年に至り郡の事業に移し一層規模を擴張し秩序的に經營せんとし毎年郡費を支出して器具

二九八
 器械を購入し設備の完整を計り明治四十四年には郡告示を以て該會の學科課程を定めたり
 學科の概要

甲種 理化學、醱酵微生物學、酒造釀造法、顯微鏡使用法、微生物培養法の實習、修身、法規
 乙種 甲種學科の内數科目

講習會創設以降十數年其間養成人員五百名に上れり其効果著しく名聲頓に上り各地争ふて招聘するに至れり從て彼等か年々持歸る金額大約五方圓に達し郷村を沾すこと頗る大なり尙講習會創設以降橋廣本縣工業技師は講師として熱心に教養に努めつゝあり

年次	開設場所	講習人員
明治三十七年	三津町	五二
明治三十八年	三津町	五五
明治三十九年	三津町	五〇
明治四十年	三津町	五〇
明治四十一年	三津町 仁方町	一七四
明治四十二年	三津町 竹原町	一八二
明治四十三年	三津町	二〇六
明治四十四年	三津町	二五〇

成人員表

甲種卒業種數	年次	場所	人員
大正四年	三津町	三津町	三三三
大正五年	三津町	竹原町	三八六
大正六年	三津町	竹原町 内海町	三九五
大正七年	三津町	仁方町 内海町	三九五
大正八年	三津町	三津町	三九五
大正九年	三津町	三津町	三九五
大正十年	三津町	三津町	三九五
大正十一年	三津町	三津町	三九五
大正十二年	三津町	三津町	三九五
大正十三年	三津町	三津町	三九五
大正十四年	三津町	三津町	三九五
大正十五年	三津町	三津町	三九五
大正十六年	三津町	三津町	三九五
大正十七年	三津町	三津町	三九五
大正十八年	三津町	三津町	三九五
大正十九年	三津町	三津町	三九五
大正二十年	三津町	三津町	三九五

備考 甲種は一ヶ年講習日數二週日毎二年を以て卒業とす乙種は毎年五日乃至一週日の講習とす
 杜。氏。出。稼。地。方。

縣内各郡市山口、島根、愛媛、香川、兵庫、大阪、長野、大分、福岡、朝鮮、臺灣

◎大日本醸造協會主催第四回全國酒類廣島縣受賞酒杜氏數

優等數	内賀茂郡出身杜氏數	一等數	内賀茂郡出身杜氏數
三	三	四六	四〇

●田總村の製紙業と其創業者 (甲奴郡)

甲奴郡田總村に於ける製紙業は天保年代山地喜平なるもの蘆品郡國府村大字高木に於て農家の副業として製紙業を営みたるも故ありて喜平は幼兒直平を従へ田總村大字下領家に轉住し農業の傍ら製紙業を営む直平成長の後再び大字稻草に轉住し稻草小字馬場、竹の花、彦の宮、部落居住者に對し其業を修習せしめ漸次大字木屋小字羽地に普及し各農家の副業として盛に之れを営みたるにより今日田總紙の名あるに至れるなり今山地直平か製紙法を普及せし當時の製造法を見るに其原料たる楮皮を灰汁を以て煮沸溶解し半紙形壹枚つゝに漉上げ或は楮の荒皮を水に浸し腐敗溶解せるときを以て之れを漉上げ塵紙(元粉皮紙と云ふ)を製作せるも各色澤なく又品質粗惡なるものなりしに直平妻スギ「現在九十一歳」なる者十七八歳の頃恰も好し土佐國より或る女子來りて製紙原料(楮皮)を石灰を以て溶解することを傳授したるを以て稍品質の改良を見るに至れり又明治十七年蘆品郡阿字村平田柳助なるもの此の地に來て製紙營業を開始し稻藁反古類を灰汁と苛性曹達を以て溶解し四枚取りと稱して一回に半紙形四枚續きのものを漉くべきことを擴む地方同業者又之れを習得し爲めに大に生産の増額を來せり然れども世の進歩發達に伴ひ各地の製紙業は漸次改良せられ爲めに舊態を存續せる田總紙は他の改良紙に壓倒せられ販路漸次に縮少し斯業衰退の傾向を示す當業者の困難は固より地方農民の經濟上に及ぼす影響亦少なからず之を以て明治三十八年時の村長福場幸兵衛

並に土地の有力者は之れか振興策を講し先づ本縣に囑して島根縣飯石郡熊谷村蘆川與一郎の派遣を受け以て三十九年二月一日より四月十五日まで二ヶ月半に亙る斯業に關する講習會を開催し更に楮皮稻藁反古三種竹皮等の原料を配合し化學的藥品を應用し製造乾燥の方法等を修得し遂に美濃紙改良障子紙天狗紙卷紙等種類の増加と共に更に品質の改良を企てたるも明治四十一年以來既に三回教師の派遣を得一ヶ月乃至二ヶ月間の講習會を開き又或は品評會を開設し生産品の面目を改めたる結果商業界の競争場裡に立つことを得るに至り今や販路漸次擴張し延て産額を増加したるのみならず製紙原料たる楮三極の生産をも増加し爲めに農家經濟に及ぼせる影響亦尠ならず現在の生産額は戸數三十八戸大正二年の賣上高壹万參千五百圓に達し農家副業として前途甚た有望なり是れ全く之れか起業者たる山地直平の功績たらすんはあらず

●産麥検査事業 (豊田郡)

裸麥は本郡重要な農産物にして最近の平年作は六万八千石に達せり故に品質の良否價格の廉否は經濟上に影響する所大なり然るに郡下の現況を觀るに裸麥の品質調製俵裝等頗る粗惡に流れ經濟上の不利損失鮮少なからざるを以て之れか改善の緊要なるを認め大正元年度より郡事業として裸麥の検査を施行せり實施後日尙淺きを以て改良未だ郡下に普及するの域に達せされども初年度に於ける検査俵數は二千六百七十六俵にして翌年度は七千九百八十五俵に達し之れ等改良麥價格は未改良麥に比し一石に付平均壹圓の高價を以て

賣買取引するに至り検査實施の効果見るべきもの尠からざるなり

●郡有林成績 (比婆郡)

所在地	比婆郡口北村大字宮内	比婆郡要城町大字平子
林地所有者	比婆郡口北村大字宮内區有	私有林
地上權設定年月日	明治四十一年十二月廿二日	明治四十一年十二月廿五日
地上權設定期間	六十ヶ年間	六十ヶ年間
植栽面積(實測)	三十町歩	二十町歩
位置及地勢	西南に面し傾斜平均二十五度 基岩花崗岩表土一尺五寸	北面し傾斜平均二十五度 下層秩父古生層深二尺五寸
林地種類	斫伐跡地	斫伐跡地
造林目的	比婆郡有基本財産用	比婆郡有基本財産用
運搬便否	人肩二十五町車道約五里三次町に達	人肩十二町重道約四里庄原町に達す
分收歩合	地上權者 百分の六十五 土地所有者 百分の三十五	地上權者 百分の六十 土地所有者 百分の四十
植栽完了年度	大正元年度	明治四十三年度
植栽樹種本數	杉 四七、八〇〇 扁柏 八三、七〇〇	杉 七三、七二〇 扁柏 一、二六四〇〇
經費補植手入共	一、七八五、〇〇〇	九九七、〇〇〇
平均生長	五尺	七尺

●久友村の果樹 (豊田郡)

久友は藝南大崎下島の中部に位し東一峰寺山を隔て、大長村に隣り西丘陵を以て豊濱村大濱に接し海を距て南豫州と北本土とに對す村内丘陵起伏し豁谷多く數條の流常に深々の響を絶たす地質は秩父古世層の礫質壤土にして最も柑橘類の栽培に適しその生育頗る疾やかなり是を以て紺碧叢々として香霧常に起り到處黄金の累々たらざるはなし本村柑橘類栽培起原の年代は知るへからすと雖も老樹百年の齡を重ねしもの鮮からず蓋し當時や果實の需用今日の如くならず從て栽培方法の完然たるものなく自然的繁茂に任せつ、幾星霜を経て明治二十七八年に至りしなり而て日清、北清、日露の戰役以來一般果實の嗜好向上し需用増加せるよりして本村當業者亦頗る志を之れか改良に效し或は良種を九州地方に探り或は人を京阪に派して研究する所あり是よりして本村柑橘の栽培大に其面目を革め長足の進歩を爲し今栽培面積三百餘町に及び尙開墾しつゝあるもの毎年凡そ十餘町を算すべく而して現下に於ける産額は温州五十万貫夏橙二十万貫ネールヲ七万貫雜果六千貫此金額拾壹餘圓に上れり

往日井上圓了博士本村の實況を詠せられし詩に

霜月無山不碧叢 葉間點々萬球紅
仙源今日動生產 培養柑林爲奉公

と云ふあり以て其一斑を推知すべし

三〇四

●大長村の果樹 (豊田郡)

大長は宇品港を距る東南二十六海里大崎下島の東部に位す丘陵三面を塞ぎ僅かに東方の一角を開き一峯寺山其背に峠つ聚落を繞る園圃より山嶺に迫るまで高低に従ひて石を積み級をなし以て柑橘を栽すその參差たる綠葉扶疎たる青幹一たひ習々たる風の度るに會せは芳露湧きて能く人を薰蒸す而て珍果の累々たる霜を承けたるものは或は朱苞となり或は金衣を纏ふ其霜前なるもの亦紺碧愛すへく霜後を待たずして色味己に佳なりと評すへし

本村昔時は桃李の栽培多く其年産額貳万圓に達し大長桃の名弘く江湖に播き花侯満山の紅霞海に映し内海景勝の一なりしか世運進歩一般に於ける果實嗜好の變遷に伴ひ僅に水蜜桃巴旦杏等に其殘影を留め柑橘の栽培普及するに至れり今や柑橘類の植栽面積二百五十町歩に亘れり而して其産額は温州蜜柑八十二万貫、ナール柑十七万貫、レモン二千貫、雜果二万貫此金額拾五万八千圓に上り尙益々増進しつゝあり

●北生口村の果樹 (豊田郡)

北生口は宇品港を距る東南三十六海里生口島の中部に位し南方一帯山脈を背ひ北方海を距て鷺浦村に對し

村は三大字林、生口中野、鹿田原より成る本村果樹栽培創始の年代は知るへからずと雖も蜜柑橙等の老樹百餘年の齡を重ねしもの鮮からず本村に果樹栽培の適するより明治十六年來夏橙、梨の栽培を奨勵する所となりしか時恰も生口全島に普及せる葡萄の栽培は不幸にして悲境に陥り爲に當業者は之れに代ふべき果樹を撰ひつゝ、ありし際なりしかは忽ちにして柑橘、梨、桃の栽培に變遷し或は良種を兵庫、岡山地方に探り又は人を他地方に派し栽培の實況を視察し販路を調査する等研究する所あり是よりして本村の果樹栽培大に面目を革め就中桃の栽培最も盛況に嚮へり昔時名聲弘かりし大長桃は今や其跡を絶ち生口の桃に變遷し桃花の候満山紅色海に映し瀬戸田の風景と相並ひ内海の仙境に一段の光景を添ふ現今に於ける本村の果樹栽培面積は五十町歩に達し其産額は桃五万貫、梨一万貫、ナール柑三万貫、夏橙七貫、雜果一万貫此金額貳万餘圓に達し尙漸次増殖しつゝあり

三〇五

大正四年 月

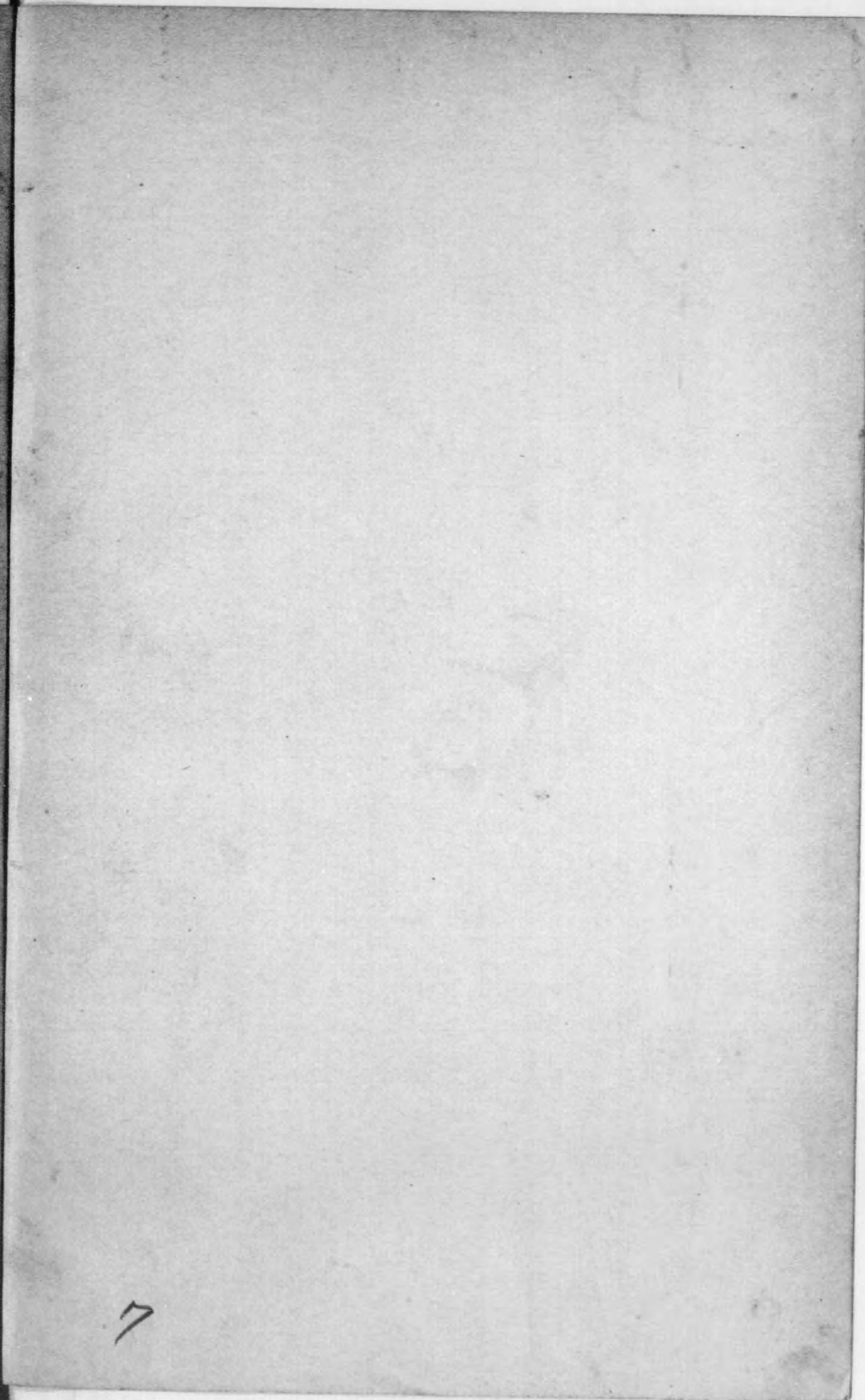
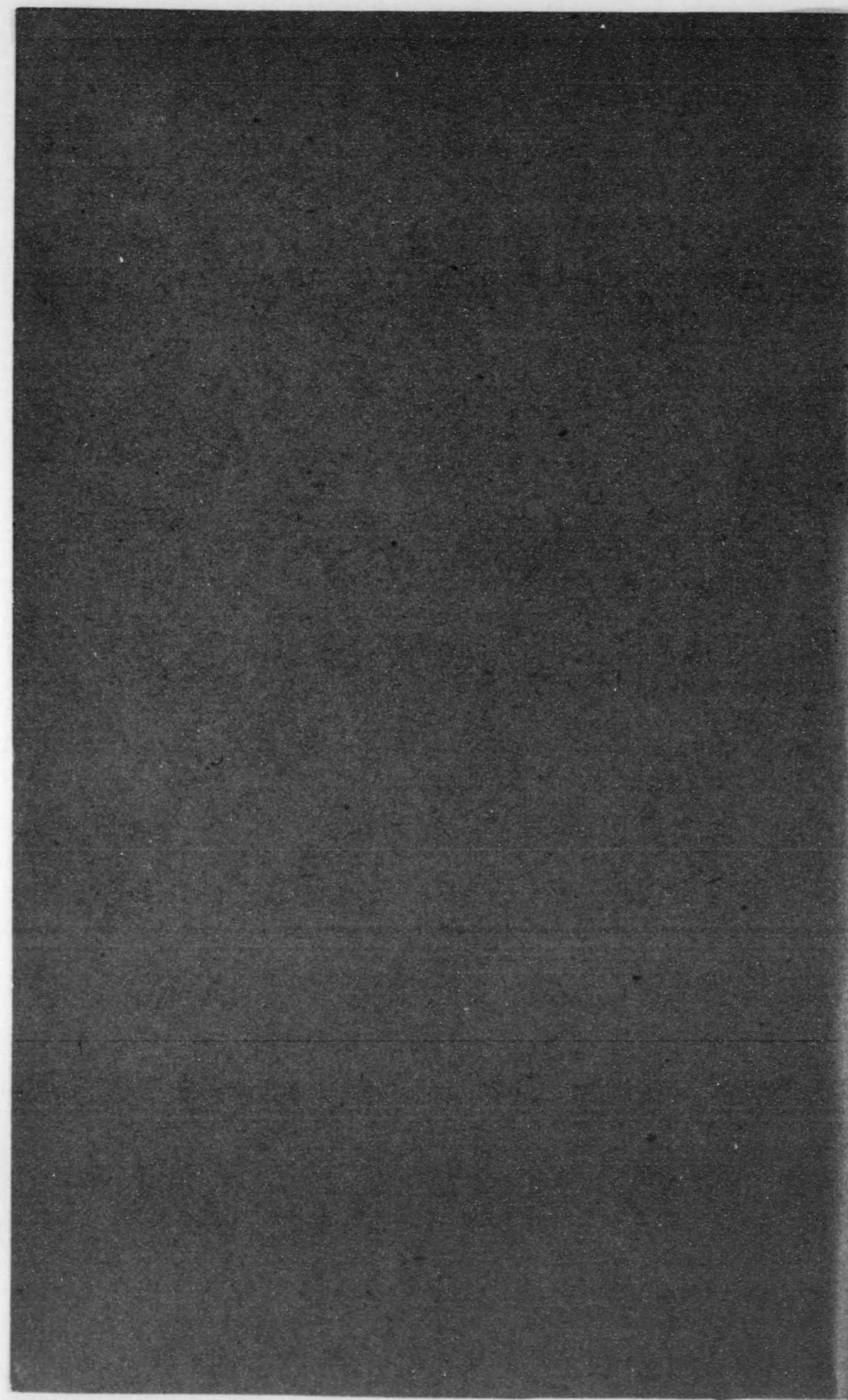
日印刷
自發行

廣 島 縣 廳

印刷者 藤 浦 大 順
廣島市水主町六十七番邸

印刷所 廣島印刷合資會社
廣島市水主町二十七番邸

327
721



327
721

終